

DeFi（分散型金融）の税務上の取扱いについての一考察

上 村 和 紀

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

DeFiとは明確な定義はないが、一般的には分散台帳技術(ブロックチェーン技術)に基づき、暗号資産取引所等の仲介を必要としないで、金融サービスや商品を提供するものとされ、具体的にはDEX（暗号資産同士の取引する取引所の機能をスマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービス分散型取引所）やレンディングプラットフォーム（スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービスで、貸し手と借り手を結び付け、仲介する仕組み）を通して暗号資産の取引を行うものなどがある。

そこで、DeFiの個々のコンピュータープログラムがどのような取引を行っているかを確認し、DeFiによるサービスのうち、代表的なものの取引の詳細を検討し、各取引を税務上いかに評価すべきかについて研究を進めることとする。

2 研究の概要

(1) DeFiの定義について

DeFiとは、例えば、国内においては、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（座長、神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授）」の中で、「いわゆる **Decentralized Finance**、DeFiにつきましても、明確な定義はございませんが、一般的には、分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを目的とした金融サービスや商品を提供するものという形で説明」されている。

(2) DeFiの特徴について

ユーザー自身がウォレットでトークン等を管理するため、例えば、取引所機能そのものを第三者にハッキングされることはないといわれ、基本的にはパーミッションレス型という特徴から、誰でも取引に参加することが可能である。なお、パーミッションレス型とは、管理者の許可を必要とし

ない、または管理者が存在しないため、誰でも自由にネットワークにアクセスして取引ができるブロックチェーン環境のことである。また、海外においては、FSB（金融安定理事会の略称で、2009年に設立され、主要25の国・地域の中央銀行の代表が参加し、金融システムの脆弱性への対応等について、協調の促進活動等を行う組織。）の報告等によって、DeFiに関して仲介者が不在のシステムであることやスマートコントラクトが使用されること等について言及がなされている。

DeFiにおいては、従来の金融機関や暗号資産取引所など中央集権的な組織による仲介を必要としないが、DEXやレンディングプラットフォームで行われる暗号資産の取引が税務上どのように取り扱われるのかは必ずしも明らかではない。

DeFiはパブリックブロックチェーン上に構築された新しい金融システムをいう。DeFiでは、スマートコントラクトによって自律的にトークン移転が自動執行されるといった特徴を持ち、スマートコントラクトにより実現される新たな金融サービスである。

なお、日本における暗号資産市場は大幅に成長し、2022年6月までの年間取引額は567億ドルに上り、この取引額は韓国の約2倍、さらに中国の676億ドルに迫るものといわれている。金融庁ではデジタル・分散金融へのあり方等に関する研究会を設置し、イノベーションと規則の観点からDeFiに注目し、研究が進められている。

(3) 既存の金融機関とDeFiの差異

既存の金融機関との比較において、例えば、銀行等の送金や借入銀行等の、金融商品の購入といったサービスにおいては証券会社等の中央集権的な仕組みを有する金融機関等を介してこれを行うこととなるが、例えば銀行が利用者に対して融資を行う際、銀行は利用者の返済能力や信用性等を調査し、与信の可否を検討する。そのため、融資を受ける際の審査では、金融機関の残高証明書等の発行や個人所得税額や住民税額の証明書を取り寄せ、また、担保とされる資産が例えば土地建物であれば抵当権の状況等

を書面で求めるのが通常であると考えられ、融資稟議書類が審査を通るかどうかについて、この銀行内における審査内容が利用者に対して公開されることはないため、銀行内における審査の検討状況については不明である。

(4) FSB 報告書 (2022) に指摘される既存の金融機関と D e F i の差異

既存の金融機関におけるサービスには、当該サービスの提供者・受領者双方に信頼があることが前提として提供されているが、他方でこのような伝統的な金融機関と D e F i を区分する特徴として、FSB 報告書 (2022) においては、以下のような点が指摘されている。

- ① 公開性 ブロックチェーン技術による記録の共有
- ② トラストレス D e F i では自動化された取引を行うことが可能で、D e F i プラットフォーム上のスマートコントラクトを通じた余剰担保や必要証拠金の自動的な執行は、ユーザーの身元確認や借り手の信用リスク評価の代替となる。
- ③ パーミッションレス D e F i の利用にあたり、要件を充足することができれば、誰でも D e F i を利用することができる。

また、現在の金融規制は、このような、既存の金融機関がその提供するサービスのすべてのレイヤーにおいて責任を有し、運営及び管理をするという前提で、当該金融機関を規制の名宛人とすることによって構築されている。ところが、D e F i においては、特定の運営者が不在で、金融サービスが分散化された主体に担われており、匿名性も高いことから、規制の対象や責任主体の特定が困難であるという状況にあること、インターネット上でアプリケーションによって運用されグローバルな性質を持つため、規制が不十分な国があればそこが抜け穴となること、加えて、規制で禁止しようとしても自律的に稼働し停止不能であるうえ、改ざん耐性が高く不正があっても後から修正するという方法をとることが困難であること等のから、既存の規制手法では十分な実効性が発揮されにくいとの指摘もなされている。

今後、日本における D e F i に対する規制は、金融規制を所管する金融庁

における議論の後、立法化あるいは既存の規制をもって解釈適用を図っていくことが見込まれる。

(5) 資金決済に関する法律上の「暗号資産」の定義

法人税法 61 条における「暗号資産」の定義については、資金決済に関する法律の「暗号資産」同法 2 条 14 項（定義）の規定によることとされ、同法では次のように規定されている。

- ①物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産を除く。）を除く。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ②不特定の者を相手方として、①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

(6) 法人所得の意義及び別段の定め

我が国の法人税法においては、内国法人に対しては各事業年度の「所得」について、各事業年度に対しては、法人税を課すと規定している（法人税法 5 条）が、その「所得」に係る定義は置かれておらず、内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額であるとされている（法人税法 21 条）。

法人の所得というのは、基本的には法人の利益と同義であつて、法人の事業活動の成果である利益を意味する。我が国の企業会計では、法人の利益は、差額概念、すなわち一定期間の間における収益からそれを得るのに必要な費用を控除する方法で計算されることを示唆しており、法人税法 22 条 1 項は、それを前提として、法人の各事業年度の所得の金額は、益金の額からの損金の額を控除した金額としている。

益金の額について、法人税法 22 条 2 項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と規定されている。このことから、法人税法における所得は、別段の定めがあるものは除き、およそ包括的であることが明白である。

法人税法も、所得税法と同様に原則として実現した利益のみが所得であるという考え方を採用し未実現の利得を課税の対象から除外していることを意味する。しかし、実現した利益は原則としてすべて益金に含まれるというのがこの規定の趣旨でありその意味で法人税法においても所得概念は包括的に構成されていると解するべきである。すなわち、別段の定めがあるものは除くが、資本等取引以外の取引にかかるその収益の額は、一切益金の額に算入されるということである。

次に、損金の額について法人税法 22 条 3 項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする」と規定し、①当該事業年度の収益にかかる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②①に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く）の額、および、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引にかかるものの 3 つを掲げている。基本的には、収益費用対応の原則に基づいて計上すべきものとされている。税法上損金というのは、原則としてすべての費用と損失を含む広い観念として理解すべきである。費用として損金に計上を認められるためには、所得税法の場合と同様に、必要性の要件を満たせば十分であって、通常性の要件をみたす必要はないと解される。したがって、不法ないし違法な支出も、それが利益を得るために直接に必要なものである限り費用として認められる。ただし、架空の経費を

計上して所得を秘匿するために要した支出は、所得を生み出すための支出ではないから、費用にはあたらないと解すべきである。

なお、未実現の損失、すなわち所有資産の価値の減少は原則として損金には含まれない。

また、各事業年度の所得を算出するに当たって、益金の意義については法人税法 22 条 2 項に規定のとおり、原則として実現した利益のみが所得であるという考え方を採用し、未実現の利得を課税の対象から除外している。

そして、損金の意義については法人税法 22 条 3 項に規定されているとおり、売上原価、販売費、一般管理費等として原則、すべての費用と損失を含む広い観念として理解すべきであることや未実現の損失、すなわち所有資産の価値の減少は原則として損金には含まれないこととしているが、いずれの条文においても「別段の定め」があるものを除くこととして、例外規定を設けているのである。

法人税法は、一般に実現主義や権利確定基準を採用していると考えられるが、「別段の定めがあるもの」として、重要な例外規定がいくつかあり、その一つに、短期売買商品等の時価評価金額（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産（暗号資産を含む））についても、時価評価益または評価損が、益金または損金に算入されることが規定された（同法 61 条 2 項、同法施行令 118 条の 7）。

一方で、国税不服審判所（昭和 56 年 12 月 22 日裁決）において、次のような判断がなされているのである。法人が財産の評価替えをしたことによって生じた評価益は、未実現利益であるから当該財産が現実に売却されるまでは、益金の額に算入すべきでないとして請求人は主張したが、別段の定めにより規定された時価評価損益について、このような評価がどの程度を課税の対象外とするのかは立法政策上の問題であるため、現行法の適用（別段の定め）において、当該評価替えによる益金については、当該事業年度の益金の額に算入することは適法とされているので、請求人の主張は採用す

ることができないとして、請求人の主張を排斥している。

このような国税不服審判所の判断は、未実現の利益が発生しているとしても、別段の定めが規定されている以上、原則論に固執することなく別段の定めが優先されることを示しているといえる。

(7) DeFi の代表的な取引と「貸付」「寄託」「交換」の意義と判断

DeFi の利用方法は多種多様であることから、代表的な取引事例（本稿ではユニスワップ及びコンパウンド）を示したうえで、その取引が「貸付」「寄託」「交換」のいずれに該当するのかを検討する。

イ ユニスワップの基本的な仕組み

ユニスワップはスマートコントラクトを中心とした分散型の暗号資産取引所であり、管理運営者や仲介者が不在であっても、トークンの交換を実現できる点に特徴がある。ユニスワップにおいては、主として流動性供給者とトレーダーがトークンの交換取引に関与する。まず、2種類のトークンを保有する者によって流動性の供給が行われる。流動性の供給とは、2種類のトークンを保有する者らがユニスワップのスマートコントラクトに対してその2つのトークンについて同じ価値分の数量を流動性として供給し、不特定のトレーダーが交換可能な状態にすることを意味する。

このように、流動性の供給を行う者は流動性供給者と呼ばれている。その主な仕組みは次の通りであり、いずれのトークンの移動もあらかじめ設計されたスマートコントラクトに基づいて行われる。

(i) 流動性供給者の提供方法

ユニスワップの特徴は誰でも流動性供給者となることができ、流動性供給者は暗号資産のプールに、自らのトークンのペアを提供する(例えば、Ethereum と D A I のペアで構成されるプールであれば、流動性供給者は、自らが保有する Ethereum と D A I を供給する)。流動性供給者は、自らのトークンのペアの提供と引き換えに、提供したトークンのペアの量がプール全体に占める割合に応じてプールトークン

(LP トークン) と呼ばれるトークンを得る。

(ロ) 利用者 (ユーザー) の利用方法

こうしてプールされたトークンのペアに対してユーザー、すなわち自らのトークンの交換を望む者はいつでも、自身のトークンをプールに提供し、プールにリザーブされたもう一方のトークンと交換することができる。

(ハ) 流動性供給者の報酬受領

流動性提供者は自らのプールトークンを消滅させることにより、いつでもプールから消滅させたプールトークンが表していたプール全体に占める割合分のトークンのペアを取り出すことができる。このとき、プール全体のトークンの数量は流動性提供時より増えているから、流動性提供者は自らが提供した分より多くのトークンを取り出すことができ、これが流動性提供に対する報酬としての位置づけとなる。全体としてみると、ユーザーが支払った取引手数料が流動性提供者に分配されていることになる。

ロ コンパウンドの基本的な仕組み (DeFi の代表的な例②)

コンパウンドとはレンディングプラットフォーム (貸し手と借り手を結びつけ仲介する仕組み) に分類される DeFi である。レンディングは利用者から暗号資産を預かり、これを貸し出す機能をスマートコントラクトにより自律的に提供するサービスである。

代表的サービスであるコンパウンドでは、貸し手は暗号資産を流動性プールに担保として差し入れ、これと引き換えに預かり証の役割を果たす「cToken」を受領する。貸し手はいつでも「cToken」を戻して、預け入れた暗号資産に利息を加えた額を回収できる。「cToken」の所有者は借り手になることができ、この場合「cToken」を担保として預け入れ暗号資産を流動性プールから借り入れる。借り手は任意のタイミングで借入額に利息を加えた金額を流動性プールに対して返済できる。

利息や手数料は、流動性プールでの暗号資産の需給を基にリアルタイムで自動計算される。未収利息の増加や流動性プールに差し入れた担保の価格の下落などにより、利用者の借入額が借入限度額を超過した場合、追加的な担保差し入れがないと差し入れ済みの担保は市場価格から一定割合を割り引いた価格で清算されることになる。

「c T o k e n」は、暗号資産取引所において不特定多数の者との間で、他の暗号資産との交換が可能である。

3 「貸付」「寄託」「交換」の意義と判断

(1) 「貸付」の意義と判断について

「貸付」の意義については、「我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物件・債権—」によると、①金品や権利を貸与すること、②期限や利子、料金などを定めて金品を貸すこと、③返してもらう約束で、あるものを他人に交付し、または、その物の使用や収益を許容することである。

ところで、自らのトークンのペアを提供した引き換えに「LPトークン」や「c T o k e n」を得るのであれば、期限や利子などを定めることなく、いつでも返すことができる性格のものであり、あらかじめ手数料等が定められていたとしても、スマートコントラクト機能によって流動性プールから自律的に支払いを受けるものであって、流動性供給者は多人数に及ぶため貸付として相手方（利用者）から直接的に利子を得たとみることは困難であろう。

したがって、本件代表的な取引を貸付と判断することはできない。

(2) 「寄託」の意義と判断について

「寄託」の意義について、寄託契約とは、当事者の一方が物の保管を相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約である（民法 657 条）。例えば、Aが所有する物品の保管を委託し、Bがこれを承諾する契約が寄託契約に当たるとされている。

なお、受寄者は原則として、預かった寄託物と同一のものを返還する必

要があるが、例外的に「混合寄託」（民法 665 条の 2）と「消費寄託」（民法 666 条）が認められている。寄託契約該当性について検討すると、例えば「混合寄託」では、暗号資産を預けた後も暗号資産の物権的権利が利用者（流動性供給者）に帰属する、いわば混合寄託類似の契約と解する余地があるが、利用者から預かった暗号資産そのものかどうかは区別されないのが通常と思われ、また、利用者もそのような区別を求めていると思われる、このような通常のケースを想定すると混合寄託類似の契約と解する余地は乏しい。

また、裁判例においては、民法 657 条によると寄託契約の対象は物であるが、暗号資産は所有権の客体とはならないから、寄託物の所有権を前提とする寄託契約の成立も認められないと判示したものがある（東京地判平成 27・8・5）。このことも考え合わせると、寄託契約とは解しがたいと考えられ消費寄託の該当性も否定されることとなる。

ところで本件取引は、自らのトークンペアを提供した引き換えに「LP トークン」や「c T o k e n」を得たにすぎず、期限や利子などを定めることなくいつでも返すことができる性格のものであり、あらかじめ手数料等が定められていたとしても、スマートコントラクトを用いて運営され、流動性プールから自律的に支払いを受けるものであって、また、流動性提供者は保管を依頼しておらず、寄託契約として相手方と契約が成立したとみることは困難ではないか。

したがって、本件代表的な取引を寄託と判断することはできない。

(3) 「交換」の意義と判断について

「交換」の意義について、交換は当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約束する契約である（民法 586 条 1 項）。

本件代表的な取引においては、「LP トークン」が活発な市場において取引が行われている事実が認められるのであれば、提供した暗号資産の返還を待たずに活発な市場において交換することが可能になるため、財産権を移転しあうことを約束したとみるべきであろう。また、上記 (2) のことか

ら暗号資産が所有権の客体とはならないことは明らかであり、財産権の移転を約束する契約という交換の意義に合致するものと考えられる。

また、「c T o k e n」と呼ばれる債権トークンについても、暗号資産取引所において不特定多数の者に対し、他の暗号資産との交換が可能であることから、活発な市場において交換することが可能になるため、財産権を移転しあうことを約したとみるべきであろう。

3 結論

日本においてD e F iのサービスについて、会計上の取扱いは会計基準等において明らかされていない。D e F iのサービスは、相当多く存在し、サービスの性質も多岐に渡る。このため対象を明らかにすることなく「D e F iに関する会計上の取扱い」について網羅的に説明するのは困難であると言わざるを得ない。

D E X（分散型取引所）上のD e F i取引利用者は、保有する暗号資産と引換えに「L Pトークン」を取得するが、取得した「L Pトークン」を暗号資産とみるべきであるかどうかについては、現状の性質として、市場性があり第三者への売却が可能であること等を勘案すると「暗号資産」であると考えられる。本件において「L Pトークン」の取得については、取引の性質が「貸付」や「寄託」とは考えにくく、「交換」に該当すると考えられるが、契約の成立がいつの時点であるのか等、従来の暗号資産等の交換取引とは異なるため、その会計処理については慎重な検討が必要となろう。

暗号資産を預けた者が、その預けた暗号資産に対する支配を完全に手放したわけではないとする議論もあり、「L Pトークン」と預けた暗号資産は紐づいていて、「L Pトークン」を返却することにより、預けた暗号資産の返却が可能であることから、流動性供給時に暗号資産を流動性プールに入れただけの段階では交換したとみるべきではないとの考え方も首肯できる。また、スマートコントラクトについては、契約の成立と実行が自動化され、いつの時点で契約したかということが捉えにくく、更にはそれ自体契約といえるのか

ということについても議論があるなど、今後、日本における D e F i に対する規制は、金融規制を所管する金融庁における議論の後、立法化、あるいは既存の規制をもって解釈適用を図っていくことが見込まれることから更なる研究が必要であろう。

目 次

はじめに	19
第 1 章 D e F i の概要	21
第 1 節 D e F i の定義	21
1 D e F i とは何か	21
2 D e F i の機能等	22
第 2 節 D e F i の特徴と種類	26
1 D e F i の特徴等	26
2 主要な D e F i の種類	27
第 3 節 既存の金融機関との比較	29
1 既存の金融機関との比較	29
2 既存の金融機関と D e F i の差異	29
3 小括	31
第 2 章 ブロックチェーンやスマートコントラクトと暗号資産との関係	32
第 1 節 ブロックチェーンとスマートコントラクト	32
1 ブロックチェーンの特徴	33
2 スマートコントラクトとは	34
第 3 節 暗号資産の定義	34
1 資金決済法上の「暗号資産」の定義	34
2 通貨建資産とは	35
3 暗号資産の該当性	35
第 4 節 暗号資産の取扱実務	37
1 預託された暗号資産の実務上の管理	37
2 小括	39
第 3 章 法人税法上の取扱い	40
第 1 節 法人所得の意義について	40
1 法人所得の意義について	40

2	別段の定めについて	42
3	暗号資産の取扱いについて	43
第 2 節	暗号資産の時価評価損益	44
1	暗号資産の時価評価に係る立法経緯	44
2	法人税法への適用	45
3	低価法の適用について	45
第 3 節	法人税法上の問題点	47
1	法人税法上の取扱い	47
2	法人税法上の問題点	48
第 4 節	D e F i の代表的な取引と「貸付」「寄託」「交換」の意義	48
1	ユニスワップの基本的な仕組み (D e F i の代表的な例①)	49
2	コンパウンドの基本的な仕組み (D e F i の代表的な例②)	50
3	「貸付」「寄託」「交換」の意義と判断	51
第 5 節	法人税法上の暗号資産の取扱い	53
1	暗号資産の売却等を行った場合【個人・法人共通】	53
2	法人税の税務について【法人】	54
3	小括	60
第 4 章	諸外国における暗号資産や分散型金融に対する法人税	62
1	英国歳入関税庁 (HMRC)	62
2	米国	64
3	オランダ	64
4	スペイン	65
5	小括	65
第 5 章	D e F i の税務上の取扱いについての一考察	67
第 1 節	暗号資産該当性	67
1	流動性供給に係る検討	67
2	資金決済法の定義規定による「暗号資産」該当性	69
3	活発な市場が存在する暗号資産の該当性	71

第 2 節 流動性供給にかかる課税所得の認識時点	71
1 法人税法上の課税所得の認識時点	72
2 「流動性供給は課税イベントではない」という考え方	72
3 「流動性供給は課税イベントである」という考え方	73
4 本件 LP トークン等の課税上の取扱いについての考察	73
結びにかえて	74

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 6 年 6 月 17 日現在のものに基づく。

<法令等>	《略称》
法人税法・・・・・・・・・・・・・・・・	法法
法人税法施行令・・・・・・・・・・・・	法令
法人税法施行規則・・・・・・・・・・・・	法規
資金決済に関する法律・・・・・・・・	資金決済法

はじめに

1 本稿の目的

本稿の目的は、主に暗号資産の取引にかかる D e F i と呼ばれる金融サービスが近年、日本における暗号資産市場で大幅に成長しており⁽¹⁾、D e F i においては、従来の金融機関や暗号資産取引所など中央集権的な組織による仲介を必要としないサービスであり、D e F i と呼ばれる金融サービスの主要なサービスである D E X やレンディングプラットフォームにおいて行われる暗号資産の取引にかかる税務上の取扱いについて、必ずしも明らかではない。

D e F i サービスのうち、代表的なものの取引の詳細を検討し、各取引が税務上いかに評価すべきかについて研究を進めることとする。

2 本稿の構成

1 章から 2 章においては、主に D e F i の概要について、どのように定義づけられているのか、分散台帳技術（ブロックチェーン技術）や、スマートコントラクトの機能によって、暗号資産等（本稿では「暗号資産」に限る。）の取引にどのような影響を及ぼすのか等の性質を説明、暗号資産取引所等の仲介を必要としないことに関して、既存の金融機関と D e F i との比較によってその違いを明確にする。3 章において税務上の取扱いがどのように定められているか及び問題点について明らかにし、4 章においては諸外国の課税の特徴を参考にして我が国において参考とし得るのか検討する。

3 検討の背景

D E X（ユニスワップがこの内の一つ）やレンディングプラットフォーム

(1) デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会「(第 6 回) 議事録」(以下「あり方に関する研究会第 6 回」という。17 頁 (2022) (<http://www.fsa.go.jp/singi/digital/gijiroku/20220620.html>) (令和 6 年 6 月 17 日最終閲覧)。

で行われる、暗号資産の取引が税務上の取扱いについて、必ずしも明らかな状態ではない。「D e F i による取引の法的性質はなにか」等の要素によって期末時価評価損益を適用すべきか否か、トークンという名称であったとしても D e F i には、様々な態様があるがすべてを網羅することは困難であるため、一般的に取り上げられる頻度の高いユニスワップや、コンパウンドについてその取引の特徴を検討して、課税の方法として最も適しているのは何か諸外国の課税方法の内参考とすべきものはないか。また、秘匿性が高い取引であるとも言われ、課税の機会を確保する必要がある。

4 検討の範囲

D e F i には、様々な態様があるが、すべてを網羅することは困難であるため、一般的に取り上げられる頻度の高いユニスワップや、コンパウンドについてその取引の特徴を検討し、しかしながら、スマートコントラクトにより契約の成立実行が自動化されていることから、いつの時点で契約したのかが捉えにくいという点もあると考えられる。

そのため、かなり前提を絞った上で実質的な判断により決せられるものであるが、事実認定の困難性もあることから D e F i による取引の課税上の問題について研究を行う必要がある。

第 1 章 D e F i の概要

発展する D e F i 市場について、いかなる仕組みによって運営され、いかなる特徴があるのか。また、従来型の金融市場との違いについてこの章では、D e F i とは何かについて明らかにするとともに、D e F i の仕組みを用いた取引のうち代表的な例を抽出することとする。

第 1 節 D e F i の定義

国内外における過去の議論から言及された点を抽出し、D e F i の定義や機能について明らかにしたい。

1 D e F i とは何か

D e F i とは、例えば、国内においては、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（座長、神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授）」の中で、「いわゆる Decentralized Finance、D e F i につきましても、明確な定義はございませんが、一般的には、分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを目的とした金融サービスや商品を提供するものという形で説明され」⁽²⁾ている。

具体的には D E X（分散型取引所：暗号資産同士を交換する取引所の機能を、スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービス。）やレンディングプラットフォーム（スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービス等様々な態様の取引が認められる。貸し手と借り手を結びつけ、仲介する仕組み）を通して暗号資産の取引を行うものなどがある⁽³⁾。

ユーザー自身がウォレットでトークン等を管理するため、例えば、暗号資

(2) あり方に関する研究会第 6 回・前掲注(1)18、20-26 頁。

(3) 泉絢也「DeFi における暗号資産等のトークンの移転と課税」税法学 589 号 167 頁（2023）。

産取引所そのものを第三者にハッキングされることはないといわれ、基本的にはパーミッションレス型という特徴から、誰でも取引に参加することが可能である⁽⁴⁾。なお、パーミッションレス型とは、管理者の許可を必要としない、または管理者が存在しないため、誰でも自由にネットワークにアクセスして取引ができるブロックチェーン環境のことである。

海外においては、FSB⁽⁵⁾の報告等⁽⁶⁾によって、DeFi に関して仲介者が不在のシステムであることやスマートコントラクトが使用されること等について言及がなされている。

2 DeFi の機能等

DeFi は、分散型金融と呼ばれる分野で、2017 年末に MakerDAO という Ethereum (イーサリアム) ネットワーク上のプロジェクトからこの DeFi という言葉が使われ始めた⁽⁷⁾。当初は DeFi という言葉ではなく、OpenFinance と呼ばれていたこともあり、この DeFi は従来の伝統的金融とは異なる性質を持っている。

具体的には DEX (暗号資産同士を交換する取引所の機能を、スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービス分散型取引所) やレンディングプラットフォーム (スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービスで、貸し手と借り手を結びつけ、仲介する仕組み) を通して暗号資産の取引を行うものなどがある。

(1) 日銀レビュー

(4) 泉絢也・前掲注(3)167 頁。

(5) 金融安定理事会の略称で、2009 年に設立され、主要 25 の国・地域の中央銀行の代表が参加し、金融システムの脆弱性への対応等について、協調の促進活動等を行う組織で、国際決済銀行 (スイス) 内に事務局を設置している。

(6) FSB 「Decentralized financial technologies: Report on financial stability, regulatory and governance implications」 (<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/p06619.pdf>) (令和 6 年 6 月 17 日最終閲覧)。

(7) 株式会社クニエ 「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスクに関する研究 研究結果報告書 7 頁 (令和 4 年 6 月) (https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResertiPaper_qunie_ja.pdf)

日本銀行が公表する日銀レビュー⁽⁸⁾においては、DeFi に関して、以下のような言及がなされている。

- ① 分散型金融は、暗号資産市場において様々な金融サービスをプログラムにより自律的に提供する仕組みである。
- ② 確立した定義は存在しないが、特定の管理主体を必要としないパブリック型ブロックチェーン上でスマートコントラクトを活用して構築・運用される暗号資産の金融サービスを指す。

(2) 金融庁開催の研究会の参考人資料

金融庁が開催した「デジタル・分散型金融への対応の在り方等に関する研究会（以下「研究会」という。）」において、「DeFi」については、以下のように言及されている。

イ 第 2 回研究会会合（松尾メンバー参考人資料）⁽⁹⁾

「DeFi」はいわゆる「マーケティングワード」であり、「分散型金融システムを構築しうる特定のアプリケーション」であると説明している。

ロ 研究会中間論点整理⁽¹⁰⁾

「研究会中間論点整理」においては、DeFi に関し、以下のような言及がなされている。

分散型の金融システムでは、典型的には、権限、責任等が異なる参加

(8) 日本銀行ホームページ「日銀レビュー・シリーズ 2021 年 21-J-3(2021 年 4 月 28 日) 北条真史=鳩貝淳一郎『暗号資産における分散型金融—自律的な金融サービスの登場とガバナンスの模索—』」

(https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2021/data/rev21j03.pdf) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(9) 金融庁ホームページ「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」第 2 回会合（令和 3 年 9 月 15 日）資料 2 『松尾メンバー説明資料』

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20210915/sankou1.pdf>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(10) 金融庁ホームページ『「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」の令和 3 年 11 月 17 日中間論点整理の公表について』

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117/seiri.pdf>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

が共通の台帳を保有し、プロセスがいつ実行されたかという情報が特定又は不特定の者の間での合意のもとで、その台帳に記載される分散台帳が活用されている。台帳によってはその上にスマートコントラクトを搭載し、一定の条件を満たした場合にプロセスが自動的に実行される仕組みとすることも可能であると説明している。

(3) パーミッションレス型の分散台帳⁽¹¹⁾

「パーミッションレス型の分散台帳やそれを利用したシステム」に関して、以下のようなメリット・デメリットがある。なお、パーミッションレス型とは、管理者の許可を必要としない、または管理者が存在しないため、誰でも自由にネットワークにアクセスして取引ができるブロックチェーン環境のことである。

「パーミッションレス型の分散台帳やそれを利用したシステム」に関するメリットやデメリット⁽¹²⁾については、概ね以下のとおりである。

イ メリット

- ① 単一障害点 (Single Point of Failure) を除去することが可能である。
- ② 参加者がスマートコントラクトによって、複雑な条件を付す等オーダーメイド化された取引を、自律的に成立・執行させることが可能である。
- ③ 誰もが自由にサービスの提供・利用が可能であり、イノベーションの源泉となる。

ロ デメリット

- ① システム全体に責任を負う者が不明確である。
- ② 社会的に適切であることが明らかとなった取引についても、自動的に執行され、事後的な取消し等が困難である可能性がある。

(11) FSB 報告書「The financial Stability Risks of Decentralised Finance (2023)」16-17 頁。(https://www.fsb.org/2023/02/the-financial-stability-risks-of-decentralized-finance/) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(12) 金融庁ホームページ・前掲注(10)3-8 頁。

- ③ 現金のような持ち運びの物理的制約が存在しない暗号資産等では（当局の監督下にある金融機関等による本人確認を経ない）P2P 取引によるマネーロンダリングやテロ資金供与対策（AML/CFT）上の課題が存在する。
- ④ アカデミア等による十分な検証が行われないうまま、利用実態が先行している。

（4）金融庁がHPに掲載した研究結果報告書

金融庁がHPに掲載した「ブロックチェーン国際共同研究」の一環として公表された研究結果報告書⁽¹³⁾においては、DeFiに関し、①様々な文献や記事などで論じられているが明確な定義はされていないこと、②「分散金融システムの一部を構築する金融アプリケーション」であることなどが言及されている。

（5）小括（本稿におけるDeFiの意義）

上述のとおり、DeFiの定義や機能について、海外及び国内において関連する議論はあるものの、現時点においてDeFiの定義には、確立したものはないといえる。

そこで、本稿においては最も適切にDeFi特徴をとらえていると思われるFSB報告書（2022）の定義に倣うこととし、分散型台帳技術（典型的にはパブリックかつパーミッションレスなブロックチェーン）に基づき、仲介者を介さずに金融サービスや商品を提供するものという意義において用いることとする。

また、上記(2)の議論では、「DeFi」ないし「分散型金融」については、①パブリック型のブロックチェーン上に基づくものであること、②特定の団体・仲介者を要しないこと、③主にスマートコントラクトを利用して金融サービスや商品を提供すること、④「分散型という言及がなされるとしても、完全な分散は行われてはおらず、一部に中央集権的な部分が存在す

(13) 金融庁ホームページ・前掲注(10)3-8頁。

るケースがあることなどの特徴があることについては、概ね共通していることから、本稿においても、D e F i にはこれらの特徴があることを念頭におくこととする。

なお、ブロックチェーンやスマートコントラクトについては後述する。

第 2 節 D e F i の特徴と種類

現時点において D e F i の定義には、確立したものはないと考えられるが、D E X やレンディングプラットフォーム等の暗号資産の取引における特徴や種類について検討する。

1 D e F i の特徴等

D e F i においては、従来の金融機関や暗号資産取引所など中央集権的な組織による仲介を必要としないが、D E X やレンディングプラットフォームで行われる暗号資産の取引が税務上どのように取り扱われるのか必ずしも明らかではない。

D e F i はパブリックブロックチェーン上に構築された新しい金融システムをいう。D e F i プロジェクトでは、スマートコントラクトによって自律的にトークン移転が自動執行されるといった特徴を持ち、スマートコントラクトにより実現される新たな金融サービスである⁽¹⁴⁾。

なお、日本における暗号資産市場は大幅に成長し、2022 年 6 月までの年間取引額は 567 億ドルに上り、この取引額は韓国の約 2 倍、さらに中国の 676 億ドルに迫るものといわれている。金融庁ではデジタル・分散金融へのあり方等に関する研究会を設置し、イノベーションと規則の観点から D e F i に

(14) 弁護士法人 GVA 法律事務所 弁護士熊谷直弥編著「Web3 ビジネスの法務」、256 頁。

注目し、研究が進められている⁽¹⁵⁾

2 主要な D e F i の種類

D e F i と呼ばれるプロジェクトには様々なものがあり、主要なものとして、①DEX (分散型取引所)、②ステーブルコイン発行プラットフォーム、③レンディングプラットフォームが挙げられるが、①DEX (分散型取引所) DEX とは「Decentralized Exchange」の呼称であり「分散型取引所」と訳されることが一般的である⁽¹⁶⁾。

(1) DEX (分散型取引所)

DEX は、ある暗号資産と他の暗号資産の交換をスマートコントラクトを介して P2P で行うことを可能とするサービスを指す際に用いられることが多い用語である。

なお、DEX (分散型取引所) の代表的なプロジェクトとして、Uniswap(ユニスワップ)がある。

一方で、特定の管理者が存在する取引所のことを「C entralized Exchange」(中央集権型取引所：C E X と呼び、日本法においては、暗号資産交換業者としての登録を受けた者のうち、取引所としての性質を有する業務(暗号資産の売買の媒介等)を提供する者はこれに該当すると考えられる。DEX とは「Decentralized Exchange」の呼称であり「分散型取引所」と訳されることが一般的である。DEX は、ある暗号資産と他の暗号資産の交換をスマートコントラクトを介して P2P で行うことを可能とするサービスを指す際に用いられることが多い用語である。

なお、DEX (分散型取引所) の代表的なプロジェクトとして、Uniswap(ユ

(15) Chainalysis 「The 2022 Geography of Cryptocurrency Report(日本語版)」 59 - 61 頁 (2022) において、米ブロックチェーン分析サービスを手掛ける「チェイナリシス」の日本法人が、調査による資料を示して日本の市場規模を明らかにしていた。

(16) 株式会社クニエ 「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスクに関する研究 研究結果報告書」 7 頁 (2022 年 6 月) (https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ReseachPaper_qunie_ja.pdf)。

ニスワップ)がある。

一方で、特定の管理者が存在する取引所のことを「**Centralized Exchange**」(中央集権型取引所：CEXと呼び、日本法においては、暗号資産交換業者としての登録を受けた者のうち、取引所としての性質を有する業務(暗号資産の売買の媒介等)を提供する者はこれに該当すると考えられる。

(2) ステータブルコイン

ステータブルコインとは、一般には、「特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術又はこれと類似の技術を用いているもの」をいうと考えられており、日本法の現行制度の考え方に基づけば、価値を安定させる仕組みによって、以下の通り「デジタルマネー類似型」と「暗号資産型」に分類できると考えられている⁽¹⁷⁾。

また、「デジタルマネー類似型」とは、その価値が米ドル等に裏付けられているもの(及びこれに準ずるもの)であり、「暗号資産型」とはデジタルマネー類似型以外をいう。

主要なステータブルコインのうち、テザー(USDT)、USD コイン(USDC)はデジタルマネー類似型に、テラ USD (UST) 及びダイ(DAI)は暗号資産型に分類される⁽¹⁸⁾。

(3) レンディングプラットフォーム(レンディングサービス)

レンディングプラットフォーム⁽¹⁹⁾は、仲介者の介在なしに利用者から暗号資産を預入・貸付をブロックチェーンの、スマートコントラクトにより自律的に提供するプロジェクトといえる。代表的なプロジェクトとしては、Compound(コンパウンド)やAaveがある。

(17) 金融庁ホームページ・前掲注(10)9頁。

(18) 金融庁ホームページ・前掲注(10)22頁。

(19) 日本銀行ホームページ・前掲注(8)3頁。

第 3 節 既存の金融機関との比較

既存の金融機関（銀行、証券会社、暗号資産取引所等をいう。C e F iとも呼ばれる。）については、D e F iとの対比において、「伝統的な」金融機関又は「中央集権的」な金融機関といわれているが、既存の金融機関とD e F iの違いについて検討する。

1 既存の金融機関との比較

既存の金融機関の利用において、例えば、銀行等の送金や借入銀行等の、金融商品の購入といったサービスにおいては証券会社等の中央集権的な仕組みを有する金融機関等を介してこれを行うこととなるが、例えば銀行が利用者に対し融資をする際、銀行は利用者の返済能力や融資先の信用性等を調査し、与信の可否を検討する。そのため、融資を受ける際の審査では、金融機関の残高証明書等の発行や個人所得税額や住民税額の証明書を取り寄せ、また、担保とされる資産が例えば土地建物であれば抵当権の状況等を書面で求めるのが通常であると考えられる⁽²⁰⁾。

融資稟議書類が審査を通るかどうかについて、この銀行内における審査内容が利用者に対して公開されることはないため、金融業者内における手続は不透明である⁽²¹⁾。

2 既存の金融機関とD e F iの差異

既存の金融機関におけるサービスには、当該サービスの提供者・受領者双方に信頼があることが前提として提供されているが他方で、このような伝統的な金融機関とD e F iを区分する特徴として、FSB 報告書（2022）⁽²²⁾にお

(20) 河合厚他「関与先から相談を受けても困らない！デジタル財産の税務 Q&A」
2023 ぎょうせい 168 - 169 頁。

(21) 金融庁ホームページ・前掲注(10)1-19 頁。

(22) FSB 報告書（2022）牛田遼介「分散型金融システムにおけるガバナンスーBGIN
を通じたマルチステークスホルダー・アプローチの実践ー」

いては、以下のような点が指摘されている。

- ① 公開性 ブロックチェーン技術による記録の共有。
- ② トラストレス D e F i では自動化された取引を行うことができ、D e F i プラットフォーム上のスマートコントラクトを通じた余剰担保や必要証拠金の自動的な執行は、ユーザーの身元確認や借り手の信用リスク評価を代替することができる。
- ③ パーミッションレス D e F i の利用にあたり、プロトコルの要件を充足することができれば、誰でも D e F i プロトコルを利用することができる。

また、現在の金融規制は、このような、既存の金融機関がその提供するサービスのすべてのレイヤー(DeFi アプリケーション等の金融システム構造)において責任を有し、運営及び管理をするという前提で、当該金融機関を規制の名宛人とすることによって構築されている。ところが、D e F i においては、①特定の運営者が不在で、金融サービスが分散化された主体に担われており、匿名性も高いことから、規制の対象や責任主体の特定が困難であるという状況にあること、②インターネット上でアプリケーションによって運用されグローバルな性質を持つため、規制が不十分な国があればそこが抜け穴となること、加えて、③規制で禁止しようとしても自律的に稼働し停止不能であるうえ、改ざん耐性が高く不正があっても後から修正するという方法をとることが困難であること、④こうした性質から、既存の規制手法では十分な実効性が発揮されにくいとの指摘もなされている⁽²³⁾。

今後、日本における D e F i に対する規制は、金融規制を所管する金融庁における議論の後、立法化あるいは既存の規制をもって解釈適用を図っていくことが見込まれる⁽²⁴⁾。

(https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/20201020_Fintech_Association_presentation_JP.pdf) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(23) 日本銀行ホームページ・前掲注(8)5頁。

(24) 金融庁ホームページ・前掲注(10)1-19頁。

3 小括

前述のとおり、既存の金融機関と D e F i との違いのうち主なものは、D e F i プラットフォーム上のブロックチェーン技術による台帳共有やスマートコントラクトによる自動的な執行は、ユーザーの身元確認や借り手の信用リスク評価の代替をする機能等を有するが、他方で自動的な執行がどのような法律行為であるのか、契約の成立がいつであるのかという判断が困難になる点である。

また、誰にでも利用できる反面、匿名性が高いことから、規制の対象や責任主体の特定が困難であるという仕組みとされており、課税上の問題を難解にしている点が認められる。

第 2 章 ブロックチェーンやスマートコントラクトと暗号資産との関係

DeFi の仕組みは分散台帳技術（ブロックチェーン技術）を基礎としてその上にスマートコントラクトが実装されることにより機能している。例えば、暗号資産同士を交換する取引所の機能を、スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービス分散型取引やレンディングプラットフォーム（スマートコントラクトにより自律的に提供される金融サービスとして用いられ、貸し手と借り手を結びつけ、仲介する仕組み）を通して暗号資産の取引を行うものなどがある⁽²⁵⁾。

第 1 節 ブロックチェーンとスマートコントラクト

情報通信技術の発展とともに、金融のデジタル化が加速している。2008 年にブロックチェーン技術を活用したビットコインが登場してから、暗号資産が世界的に普及しその技術の革新性に注目が集まっている⁽²⁶⁾。

ブロックチェーンには、日本の法令における定義はない。ブロックチェーンは 2008 年 10 月 31 日に Satoshi Nakamoto 名乗る人物により公表され⁽²⁷⁾、2009 年 1 月に稼働したビットコインという「管理者のいないデジタル通貨システム」を実現する技術である。ブロックチェーンのようにデジタルな記録が新たな通貨価値として人々の間で広く受け入れられるためには、その価値の保有や移転の情報が正しくかつ整合的に記録され、改ざんされることなく、維持されていくことが必要になる⁽²⁸⁾。

(25) 株式会社 HasyuHub 他「DeFi ビジネス入門 分散型金融の仕組みから法律・会計・税務まで」(中央経済社) (2023) 23 - 24

(26) Bitcoin: A Peer - to - Peer Electronic Cash System
(<https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(27) 野口香織編著「Web3 への法務 Q & A」2 - 5 頁。

(28) 金融庁ホームページ・前掲注(10)1-19 頁。

我が国においては、銀行等の伝統的な金融機関が担ってきた為替取引にかかる業務の一部が新たに暗号資産交換業に導入されるなど、新たな金融サービスの提供が進んでいる。

証券の分野では伝統的な有価証券のトークン化が進み DeFi というプラットフォームが登場した。

ビットコインは、その価値の移転に電子署名を要するものとし、取引をブロックにまとめてチェーン状につなげて不可逆性が高い状態で記録し、ブロックの追加には利用者に不正を行う動機を低減させるための負荷を課して正しい記録をすることとした。その価値の記録を分散して共有し、仮に 1 台のコンピュータがダウンしても他のコンピュータがダウンせずにこれを維持し続けるという仕組みにより、不公正な動機の低減を実現した。このようにビットコインは「管理者のいないデジタル通貨システム」であり、そのネットワークへの参加は誰でも可能である。

1 ブロックチェーンの特徴

ブロックチェーンは、①データの改ざんが困難であり信用できる（改ざん耐性）②データの透明性が高く誰でも確認することができる（高透明性）、③特別な権限を持つ管理者がなく特定の者を信頼する必要がない（非中央集権）④データが分散され、単一障害点を解消する（分散型）、⑤スマートコントラクトを通じた余剰担保や必要証拠金の自動的な執行は、ユーザーの身元確認や借り手の信用リスク評価を代替することができる（トラストレス）といった特性を持つ⁽²⁹⁾がこれらの特性からブロックチェーンのレコード耐性により、「スマートコントラクト及び分散型アプリケーション及び「トークンエコノミー」を実現することができる。

(29) 金融庁ホームページ・前掲注(10)3 - 4 頁。

2 スマートコントラクトとは

DeFiは前述のブロックチェーンとブロックチェーン上のスマートコントラクトによって実行される。スマートコントラクトは、「ブロックチェーン上で指定した条件に沿って処理を実行するプログラム」のことである。

通常取引であれば、条件の実行と実行された結果については相手との信頼関係なしに成り立たないが、ブロックチェーン上に組み込まれたスマートコントラクトにおいては、相手を信頼することを必要とせず取引を実行することが可能となる⁽³⁰⁾。ブロックチェーンとスマートコントラクトが中央集権的な仲介機関の代わりに取引を自動執行することで、DeFiは既存の金融機関を介することなく利用者に対して金融機能を提供することを可能にしている⁽³¹⁾。

DeFiはこの仕組みを利用して既存の課題を解決している。まずスマートコントラクトによって条件に応じて自動で実行されるために、仲介者が不要でコスト削減が可能となる。また、ブロックチェーン上の実行結果は原則すべてが公開されているために透明性が高く、不正がしづらくなるとされる。

第3節 暗号資産の定義

1 資金決済法上の「暗号資産」の定義

法人税法 61 条における「暗号資産」の定義については、資金決済法上の「暗号資産」同法 2 条 14 項（定義）の規定によることとされ、同法では次のように規定されている。

- ① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、

(30) 野口・前掲注(27)4-5 頁。

(31) 株式会社 HasyuHub 他・前掲注(25)23 頁。

- 不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産を除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ② 不特定の者を相手方として、①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

2 通貨建資産とは

この法律において定義から除かれる「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払い戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなすとされている（同法 2 条 7 項）。

3 暗号資産の該当性

どちらの定義においても、電子的方法により記録された財産的価値であること、電子的方法によって移転できることが要件とされており、技術的にブロックチェーンを利用していることや、管理者がいないことは要件とはされていない。また、発行者の有無についても同様である。

資金決済法 2 条 5 項一号において、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」こと及び不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」こと（以下「不特定性の要件」という。）と規定している。

不特定性の要件については、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」等が判断の要素とされている（暗号資産ガイドライン I-1-1）。ここでブロックチェーンが挙げ

られているのは特に、管理者のいないパブリック型のブロックチェーンではネットワークへの参加に制約がなく、誰でも参加が可能であることから、その仕組み上、不特定の者の中で移転可能な仕組みを有しているためである。

したがって、ブロックチェーンと暗号資産の定義の関係については、ブロックチェーンは暗号資産の定義の要件ではないが、この要件のうち、パブリック型のブロックチェーン上のトークンは基本的に不特定性の要件を充足し得るという関係にある。

なお、不特定性には、以下のような金融庁の考え方が示されており（2019年9月3日パブコメ回答・2、3）、ネットワークへの参加に管理者による許可を要するコンソーシアム型やプライベート型のブロックチェーン上のトークンであっても、不特定性の要件を充足する可能性があると解されている。

- ① 不特定の者との間で移転可能な仕組みを有する場合には、トークンが広く転々流通することが合理的に見込まれるため、これを充足する可能性が高い。
- ② トークンの仕組み上、特定の者の中でしか移転できない当の制限が設けられている場合には、基本的には不特定性を充足しない。ただし、例えば、当該制限を事後的に解除すること等により、当該トークンが広く転々流通することが合理的に見込まれる場合には、これを充足する可能性がある。
- ③ 例えば、トークンの移転先が、本人確認等を経て一定の審査や登録等が行われた者のみに限定されている場合であっても、当該者が継続的に入れ替わるなど、当該トークンが広く転々流通することが合理的に見込まれる場合には、これを充足する可能性がある。また、不特定性を満たさない場合であっても、不特定の者を相手方として一号暗号資産と相互に交換できるものは二号暗号資産として暗号資産に該当する。これは、法定通貨建ての売買はなされていないビットコイン等の他の暗号資産建ての売買は行われているものが存在し、これらを貨幣の機能の面で暗号資産に準ずるものとして規制対象にするものである。二号暗号資産の「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことの要件は、

「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の中で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、一号暗号資産との交換を行うことができるか」、「一号暗号資産との交換市場が存在するか」、「一号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」等が判断の要素とされる(暗号資産ガイドライン I-1-1)⁽³²⁾。

第 4 節 暗号資産の取扱実務

暗号資産交換業者に「預託された」暗号資産の取扱実務についての一般的な例の法的性質を確認する。

1 預託された暗号資産の実務上の管理

従来の金融機関や暗号資産取引所など中央集権的な組織の仲介により、暗号資産交換業者に「預託された」暗号資産の実務上の管理として概ね次のような方法が一般的である⁽³³⁾とされる。

① 暗号資産交換業者は、利用者から預かっている分の「利用者資産用のアドレス」を設け、そのアドレスの秘密鍵を管理している。

どの利用者に紐づいた暗号資産であるかの区別なく、各利用者が預けた総量に相当する数量が「利用者資産用のアドレス」で管理されているが、個別具体的なものを指しておらず銀行の預金契約に類似する。

② 暗号資産交換業者は、自社と利用契約を締結している利用者ごとに口座を作成し、各利用者が自社に預託している暗号資産の残高等をその口座に記録している。

③ 上記②の口座は暗号資産交換業者の管理用口座であって、ブロックチェ

(32) 野口香織編著・前掲注(27)7-166 頁。

(33) 堀天子編『暗号資産の法的性質と実務』金融・商事判例増刊 1611 号 41 頁(2021)。

ーン上の記録は紐づいていない。ブロックチェーン上の総量に変更がないのは、利用者間での売買の成立であるためである。

- ④ 外部アドレスへの暗号資産の移転を指示した場合には、移転するトランザクション（ブロックチェーン上に取引データが書き込まれること。）を実行する。利用者の権利は、サービス利用契約において権利の法的な性質を確定しうるほどに具体的な規定が設けられていない場合が多く法律関係については解釈に委ねられる面が大きい。この点、「事実上の支配」と「法的権限の帰属」の分属状態を基本的に否定する見解に立った場合、「事実上の支配」は暗号資産交換業者に移転するから、暗号資産交換業者に帰属することとなる。また、利用者はサービス利用契約に基づいて指定するアドレスに移転するトランザクションを実行することを求める債権を有することとなる。
- ⑤ 銀行の預金契約との類似について、暗号資産と利用者の紐づけがなく、預けた総量のみ管理されている。個別具体的なものを指しておらず銀行の預金契約に類似するが、銀行の預金契約は、金銭を目的物とする消費寄託契約（民法 666 条）と解されているところ、銀行は預かった金銭を消費することができる。これに対し、暗号資産交換業者は分別管理義務（資金決済法 63 条の 11）に基づき、利用者から預かった分の暗号資産を自己保有分と分別して管理しておくことを求められており、その意味で、利用者分の暗号資産を消費することは予定されていない。
- ⑥ 信託の可能性における検討について、分別管理を行っており、信託の成立を認める素地はあるといえるが、議論が尽くされていない点も多い。分別管理に加えていかなる事情があれば信託の成立が認められるのかについては、今後の議論及び判例の蓄積を待つところが大きい。
- ⑦ ブロックチェーン上のアドレスと取引システム上の口座の関係について、ブロックチェーン上においては、ネットワーク参加者からみて、当該預託された暗号資産の管理者は暗号資産交換業者でしかない。法定通貨及び暗号資産の数量が表示されているとしても、預託した利用者が預託した暗号

資産を直接に保有しているとまではいえないのは、構造および参加者の認識等によるものである⁽³⁴⁾。

2 小括

暗号資産の交換業者の管理用の口座において、暗号資産の取引でブロックチェーン上の記録は紐づいておらず、総量に変更がないのは、利用者間での売買の成立であることがその理由であるとされている。

この点、D e F i においては、暗号資産交換業者は仲介しないが、D e F i においてもブロックチェーン技術が用いられており、利用者間で売買が成立することから、暗号資産の管理に関して、ブロックチェーン上の記録は完全には紐づいておらず、総量が管理されていて、個別具体的な暗号資産を指し示してはいないことが想定される。

(34) 堀・前掲注(33)41-45 頁。

第 3 章 法人税法上の取扱い

DeFi についての法人税法の取扱いを検討する上で、基礎となる法人税の条文は 22 条と 61 条であると考えられるから、これらの意義について検討する。

第 1 節 法人所得の意義について

1 法人所得の意義について

我が国の法人税法においては、法人の各事業年度の「所得」について法人税を課すと規定している（法人税法 5 条）が、その所得の定義は置かれておらず、その課税標準は法人の各事業年度の所得の金額である（法人税法 21 条）⁽³⁵⁾。

法人の所得というのは、基本的には法人の利益と同義であって、法人の事業活動の成果である利益を意味する。我が国の企業会計では、法人の利益は、差額概念、すなわち一定期間の間における収益からそれを得るのに必要な費用を控除する方法で計算されることを示唆しており、法人税法 22 条 1 項は、それを前提として、法人の各事業年度の所得の金額は、益金の額からの損金の額を控除した金額としている⁽³⁶⁾。

益金の額について、法人税法 22 条 2 項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と規定されている。このことから、法人税法における所得は、別段の定めがあるものは除き、およそ包括的であることが

(35) 渡辺淑夫「法人税法（平成 25 年版）」115 頁（中央経済社、2013）。

(36) 渡辺淑夫・前掲注(35)116 頁。山本守之「体系法人税法（平成 21 年度版）」173 頁（税務経理協会、2013）。

明白である⁽³⁷⁾。

法人税法も、所得税法と同様に原則として実現した利益のみが所得であるという考え方（実現原則）を採用し未実現の利得を課税の対象から除外していることを意味する。しかし、実現した利益は原則としてすべて益金に含まれるというのがこの規定の趣旨でありその意味で法人税法においても所得概念は包括的に構成されていると解するべきである⁽³⁸⁾。すなわち、別段の定めがあるものは除くが、資本等取引以外の取引にかかるその収益の額は、一切益金の額に算入されるということである。

次に、損金の額について法人税法 22 条 3 項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする」と規定し、①当該事業年度の収益にかかる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②①に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く）の額、および、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引にかかるものの 3 つを掲げている。基本的には、収益費用対応の原則に基づいて計上すべきものとされている⁽³⁹⁾。税法上損金というのは、原則としてすべての費用と損失を含む広い観念として理解すべきである。費用として損金に計上を認められるためには、所得税法の場合と同様に、必要性の要件を満たせば十分であって、通常性の要件をみたす必要はないと解される。したがって、不法ないし違法な支出も、それが利益を得るために直接に必要なものである限り費用として認められる。ただし、架空の経費を計上して所得を秘匿するために要した支出は、所得を生み出すための支出ではないから、費用にはあたらないと解すべきである。なお、未実現の損失、すなわち所有資産の価値の

(37) 渡辺淑夫・前掲注(35)116 頁。

(38) 金子宏「租税法（第 24 版）」344 頁（弘文堂、2021）。山本守之・前掲注(36)174 頁。

(39) 山本守之・前掲注(36)179 頁。

減少は原則として損金には含まれない⁽⁴⁰⁾。

また、各事業年度の所得を算出するに当たって、益金の意義については法人税法 22 条 2 項に規定のとおり、原則として実現した利益のみが所得であるという考え方を採用し、未実現の利得を課税の対象から除外している。

そして、損金の意義については法人税法 22 条 3 項に規定されているとおり、売上原価、販売費、一般管理費等として原則としてすべての費用と損失を含む広い観念として理解すべきであることや未実現の損失、すなわち所有資産の価値の減少は原則として損金には含まれないこととしているが、いずれの条文においても「別段の定め」があるものを除くこととして、例外規定を設けているのである⁽⁴¹⁾。

2 別段の定めについて

法人税法は、一般に実現主義や権利確定基準を採用していると考えられるが、「別段の定めがあるもの」として、重要な例外規定がいくつかあり⁽⁴²⁾、その一つに、短期売買商品等の時価評価金額（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産（暗号資産を含む））⁽⁴³⁾についても、時価評価益または評価損が、益金または損金に算入されることが規定された（同法 61 条 2 項、同法施行令 118 条の 7）⁽⁴⁴⁾。

一方で、国税不服審判所（昭和 56 年 12 月 22 日裁決）において、次のような判断がなされているのである。法人が財産の評価替えをしたことによって生じた評価益は、未実現利益であるから当該財産が現実に売却されるまでは、益金の額に算入すべきでないと請求人は主張したが、別段の定めで規定された時価評価損益について、このような評価がどの程度を課税の対象外と

(40) 金子宏・前掲注(38)344 頁。

(41) 金子宏・前掲注(38)344 頁。

(42) 渡辺徹也「スタンダード法人税法〔第 3 版〕」69 頁（弘文堂、2023）。

(43) 渡辺淑夫・前掲注(35)126 頁。

(44) 成松洋一「法人税法 - 理論と計算 - （第十八訂版）」55 頁（税務経理協会、2022）。

するのは立法政策上の問題であるため、現行法の適用（評価損益の計上）において、当該評価替えによる益金については、当該事業年度の益金の額に算入することは適法とされているので、請求人の主張は採用することができないとして、請求人の主張を排斥している。

このような国税不服審判所の判断は、未実現の利益が発生しているとしても、別段の定めが規定されている以上、原則論に固執することなく別段の定めが優先されることを示しているといえる。

3 暗号資産の取扱いについて

上記に述べたとおり、暗号資産（仮想通貨）についても、別段の定めによって、令和元年度改正によって規定が整備され⁽⁴⁵⁾、法人が暗号資産の譲渡をした場合には、一定のものを除き、その譲渡損益はその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入されることとされ（同法 61 条 1 項）、さらに、法人が事業年度末に有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものの評価額は政令に定めるものに限り、時価法により評価した金額（時価評価金額）とされ（同条 2 項、例 118 条の 7）、その評価益または評価損を当該事業年度の益金の額または損金の額に算入することとされた（同条 3 項）⁽⁴⁶⁾。

すなわち、暗号資産の譲渡をした場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金または損金の額に算入され、期末に有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものの評価額は、時価評価を行うこととされたのである。

(45) 渡辺徹也・前掲注(42)69 頁。

(46) 武田昌輔編著『コンメンタール法人税法』3579 の 167-3579 の 201 頁（第一法規、加除式）。

第 2 節 暗号資産の時価評価損益

1 暗号資産の時価評価に係る立法経緯

仮想通貨（暗号資産）に関して、企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 14 日に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表した。当該実務対応報告の第 5 項によると、「期末における仮想通貨の評価に関する会計処理」として、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損金として処理することとされている。

ここにいう活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨利用者等の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいい、仮想通貨の期末評価について市場価格として、仮想通貨取引所等の取引対象とされている仮想通貨の取引価格を用いるときは、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所等における取引価格を用いることとされている（実務対応報告第 8 項、第 9 項）⁽⁴⁷⁾。

これまでの会計基準では、資産の保有目的に従って売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産など、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産については時価評価することが適当とされていること、活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産に分類することが適当と考えられると述べられている

(47) 企業会計基準委員会「実務対応報告第 38 号資金決済法における仮想通貨の会計等に関する当面の取扱い」 2 - 3 頁 (https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20180314_02-1.pdf)

(実務対応報告 35, 36) ⁽⁴⁸⁾。

2 法人税法への適用

活発な市場が存在する仮想通貨については、一般的に、売買、換金について事実上の制約がない、すなわち市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること、また、時価法を適用しなければ、課税所得が多額となることが見込まれる事業年度に含み損のある仮想通貨だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることから、上記のように企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、法人税法においても、令和元年度の税制改正において、活発な市場が存在する暗号資産(仮想通貨)については時価法が適用されることとされた⁽⁴⁹⁾。

3 低価法の適用について

一方、実務対応報告では、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合、期末日における処分を前提として処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)が取得原価を下回る場合には処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、その切り下げた後には切放し法を適用することとされている(実務対応報告 6、7)。法人税法においては、有価証券及び棚卸資産の評価に関して、切放し低価法は保守的にすぎるという理由で廃止されており、有価証券の評価に関して、いったん価格が下落すると回復しにくいといった事情がないことから低価法が廃止されている。活発な市場が存在しない仮想通貨についても、いったん価格が下落すると回復しにくいといった事情はないことから、低価法を認めないこととされた⁽⁵⁰⁾。

(48) 企業会計基準委員会・前掲注(47)2 - 3 頁。

(49) 財務省「令和元年税制改正の解説」278 - 293 頁。

(50) 企業会計基準委員会・前掲注(47)2 - 3 頁。

すなわち、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産については時価評価することが適当とされていること、活発な市場が存在する暗号資産は、時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産に分類することが適当と考えられるという経緯があり、企業会計において時価法が導入された。これを踏まえて法人税法においても時価法を適用することとされたものである。

時価法の対象となる活発な市場が存在する暗号資産は、法人が有する暗号資産のうち次の要件のすべてに該当するものとされている(法令 118 条の 7)。

- 一 継続的に売買の価格等が公表され、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。
- 二 継続的に前号の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。
- 三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 第一号の売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされていること。
 - ロ 前号の取引が主として当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

実務対応報告では、時価法の対象となる「活発な市場が存在する場合」とは、暗号資産交換業者又は暗号資産利用者の保有する暗号資産について、継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとされている(実務対応報告 8)。また、暗号資産交換業者は、自己の運営する暗号資産取引所又は暗号資産販売所における取引価格等が公正な評価額を示している市場価額であるときに限り、時価として期末評価を用いることができることと

されている（実務対応報告 10）⁽⁵¹⁾。

すなわち、実務対応報告 8 項に対応する要件として上記二の要件が設けられ、売買目的有価証券の時価の定義と同様に単なる公表ではなく売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている価格の公表に限定するための要件として上記一の要件が設けられた上、公正な価格が存在する暗号資産に限定するための要件として上記三の要件が設けられている。上記三の要件は、上記一の売買価格等を公表する者が自己のみであり、かつ、その売買価格等が主として自己の計算において行われた取引によって形成された価格である場合には、これを評価額として認めると、時価を自ら創出・操縦することによる利益調整が可能となることから、このような価格は法人税の観点から公正な価格とはいえないため、このような不公正な価格しか存在しない暗号資産は時価法の対象としないこととするために設けられた要件である⁽⁵²⁾。

なお、資金決済法の改正（令和元年 6 月法律 28 号）により「仮想通貨」が「暗号資産」に名称変更された⁽⁵³⁾。

第 3 節 法人税法上の問題点

1 法人税法上の取扱い

内国法人が暗号資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入される（法法 61①）。また、内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産を含む。）のうち、活発な市場が存在する暗号資産を自己の計算において有する場合には、時価法により、評価した金額をもってその時における評価額とし、その評価額と帳簿価額との差額（評価損益）はその事業年度の益金の額又は

(51) 企業会計基準委員会・前掲注(47)3 頁。

(52) 武田昌輔・前掲注(46)3579 の 151)3579 の 151-3579 の 201 頁。

(53) 財務省・前掲注(49)279 頁。

損金の額に算入される（法法 61②③、法令 118 の 7）⁽⁵⁴⁾。

2 法人税法上の問題点

法人が D E X 等において行った暗号資産の預け入れが、暗号資産の「貸付」又は「寄託」に当たる場合には、暗号資産の譲渡が行われるわけではないので譲渡損益は生じず、当該法人が暗号資産を事業年度終了の時に自己の計算において有する場合には期末時価評価の対象となる。

他方で、その預け入れが、暗号資産と D E X 等が発行したトークンとの「交換」に当たる場合には、暗号資産の譲渡が行われることとなるため、譲渡損益が益金の額又は損金の額に算入され、「交換」により取得したトークンについては法人税法の暗号資産に該当しない限り期末時価評価の対象とならないこととなる。

すなわち、期末時価評価の対象とならない場合には、法人税法 22 条 2 項、3 項の原則どおり、実現した利益のみが所得であるという考え方（実現原則）を採用し、未実現の利得を課税の対象から除外し、未実現の損失、すなわち所有資産の価値の減少は原則として損金には含まれないとの考え方から取得価額が表示されることになろう。

第 4 節 D e F i の代表的な取引と「貸付」「寄託」「交換」の意義

D e F i の利用方法は多種多様であることから、代表的な取引事例を示したうえで、その取引が「貸付」「寄託」「交換」のいずれに該当するのかを検討する。

(54) 武田昌輔編著・前掲注(4652)3579 の 151、3579 の 200 頁。

1 ユニスワップの基本的な仕組み（DeFiの代表的な例①）

ユニスワップはスマートコントラクトを中心とした分散型の暗号資産取引所であり、管理運営者や仲介者が不在であっても、トークンの交換を実現できる点に特徴がある。ユニスワップにおいては、主として流動性供給者とトレーダーがトークンの交換取引に関与する。まず、2種類のトークンを保有する者によって流動性の供給が行われる。流動性の供給とは、2種類のトークンを保有する者らがユニスワップのスマートコントラクトに対してその2つのトークンについて同じ価値分の数量を流動性として供給し、不特定のトレーダーが交換可能な状態にすることを意味する。

このように、流動性の供給を行う者は流動性供給者と呼ばれている。その主な仕組みは次の通りであり、いずれのトークンの移動もあらかじめ設計されたスマートコントラクトに基づいて行われる。

(1) ユニスワップにおける流動性供給者の提供方法

ユニスワップの特徴は誰でも流動性供給者となることができ、流動性供給者は暗号資産のプールに、自らのトークンのペアを提供する（例えば、**Ethereum** と **DAI** のペアで構成されるプールであれば、流動性供給者は、自らが保有する **Ethereum** と **DAI** を供給する）。流動性供給者は、自らのトークンのペアの提供と引き換えに、提供したトークンのペアの量がプール全体に占める割合に応じてプールトークン（LPトークン）と呼ばれるトークンを得る。

(2) 利用者（ユーザー）の利用方法

こうしてプールされたトークンのペアに対してユーザー、すなわち自らのトークンの交換を望む者はいつでも、自身のトークンをプールに提供し、プールにリザーブされたもう一方のトークンと交換することができる。

(3) 流動性供給者の報酬受領

流動性提供者は自らのプールトークンを消滅（バーン）させることにより、いつでもプールから消滅させたプールトークンが表していたプール全体に占める割合分のトークンのペアを取り出すことができる。このとき、

プール全体のトークンの数量は流動性提供時より増えているから、流動性提供者は自らが提供した分より多くのトークンを取り出すことができ、これが流動性提供に対する報酬としての位置づけとなる。全体としてみると、ユーザーが支払った取引手数料が流動性提供者に分配されていることになる。

2 コンパウンドの基本的な仕組み（D e F i の代表的な例②）

コンパウンドとはレンディングプラットフォーム（貸し手と借り手を結びつけ仲介する仕組み）に分類される D e F i である。レンディングは利用者から暗号資産を預かり、これを貸し出す機能をスマートコントラクトにより自律的に提供するサービスである。

代表的サービスであるコンパウンドでは、貸し手は暗号資産を流動性プールに担保として差し入れ、これと引き換えに預かり証の役割を果たす「c T o k e n」を受領する。貸し手はいつでも「c T o k e n」を戻して、預け入れた暗号資産に利息を加えた額を回収できる。「c T o k e n」の保有者は借り手になることができ、この場合「c T o k e n」を担保として預け入れ暗号資産を流動性プールから借り入れる。借り手は任意のタイミングで借入額に利息を加えた金額を流動性プールに対して返済できる。

利息や手数料は、流動性プールでの暗号資産の需給を基にリアルタイムで自動計算される。未収利息の増加や流動性プールに差し入れた担保の価格の下落などにより、利用者の借入額が借入限度額を超過した場合、追加的な担保差し入れがないと差し入れ済みの担保は市場価格から一定割合を割り引いた価格で清算されることになる。

清算には、「c T o k e n」が用いられ、暗号資産取引所において不特定多数の者に対し、他の暗号資産との交換が可能である⁽⁵⁵⁾。

(55) 日本銀行ホームページ・前掲注(7)2・3頁、金融庁ホームページ・前掲注(10)4。

3 「貸付」「寄託」「交換」の意義と判断（ユニスワップ及びコンパウンド）

(1) 「貸付」の意義と判断について

「貸付」の意義については、①金品や権利を貸与すること。②期限や利子、料金などを定めて金品を貸すこと、③返してもらう約束で、あるものを他人に交付し、または、その物の使用や収益を許容することである⁽⁵⁶⁾。

ところで、自らのトークンペアを提供した引き換えに「LP トークン」や「c T o k e n」を得るのであれば、期限や利子などを定めることなく、いつでも返すことができる性格のものであり、あらかじめ手数料等が定められていたとしても、スマートコントラクト機能によって流動性プールから自律的に支払いを受けるものであって、流動性供給者は多人数に及ぶため貸付として相手方（利用者）から直接的に利子を得たとみることは困難であろう。

したがって、本件代表的な取引を貸付と判断することはできない。

(2) 「寄託」の意義と判断について

「寄託」の意義について、寄託契約とは、当事者の一方が物の保管を相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約である（民法 657 条）⁽⁵⁷⁾。例えば、A が所有する物品の保管を委託し、B がこれを承諾する契約が寄託契約に当たるとされている。

なお、受寄者は原則として、預かった寄託物と同一のものを返還する必要があるが、例外的に「混合寄託」（民法 665 条の 2）と「消費寄託」（民法 666 条）が認められている⁽⁵⁸⁾。寄託契約該当性について検討すると、例えば「混合寄託」では、暗号資産を預けた後も暗号資産の物権的権利が利用者（流動性供給者）に帰属する、いわば混合寄託類似の契約と解する余地があるが、利用者から預かった暗号資産そのものかどうかは区別されな

(56) 我妻榮＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明「我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－」日本評論社 1358、1229 頁。

(57) 我妻榮ほか・前掲注(56)1358 頁。

(58) 日本銀行ホームページ・前掲注(7)5 頁、金融庁ホームページ・前掲注(10)。

いのが通常と思われ、また、利用者もそのような区別を求めていると思われる、このような通常のケースを想定すると混合寄託類似の契約と解する余地は乏しい⁽⁵⁹⁾。

また、裁判例においては、民法 657 条によると寄託契約の対象は物であるが、暗号資産は所有権の客体とはならないから、寄託物の所有権を前提とする寄託契約の成立も認められないと判示したものがある（東京地判平成 27 年 8 月 5 日）⁽⁶⁰⁾。このことも考え合わせると、寄託契約とは解しがたいと考えられ消費寄託の該当性も否定されることとなる⁽⁶¹⁾。

ところで本件取引は、自らのトークンペアを提供した引き換えに「LP トークン」や「c T o k e n」を得たにすぎず、期限や利子などを定めることなくいつでも返すことができる性格のものであり、あらかじめ手数料等が定められていたとしても、スマートコントラクトを用いて運営され、流動性プールから自律的に支払いを受けるものであって、また、流動性提供者は保管を依頼しておらず、寄託契約として相手方と契約が成立したとみることは困難ではないか。

したがって、本件代表的な取引を寄託と判断することはできない。

(3) 「交換」の意義と判断について

「交換」の意義について、交換は当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約束する契約である（民法 586 条 1 項）。

本件代表的な取引においては、「LP トークン」が活発な市場において取引が行われている事実が認められるのであれば、提供した暗号資産の返還を待たずに活発な市場において交換することが可能になるため、財産権を移転しあうことを約束したとみるべきであろう。また、上記 (2) のことか

(59) 堀・前掲注(33)41-45 頁。

(60) 松嶋隆弘＝渡邊涼介編著「暗号資産の法律 税務 会計」（ぎょうせい 2019。8・1）138-142 頁。

(61) 岩原紳作著『仮想通貨に関する私法上の諸問題』81、82、86 頁（全国銀行協会金融法務研究会、2019）。

(<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news310339.pdf>)

ら暗号資産が所有権の客体とはならないことは明らかであり、財産権の移転を約束する契約という交換の意義に合致するものと考えられる⁽⁶²⁾。

また、「c T o k e n」と呼ばれる債権トークンについても、暗号資産取引所において不特定多数の者に対し、他の暗号資産との交換が可能であることから、活発な市場において交換することが可能になるため、財産権を移転しあうことを約したとみるべきであろう。

第 5 節 法人税法上の暗号資産の取扱い

国税庁が令和 5 年 12 月 25 日付で公表した「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (情報) (以下『暗号資産についての取扱い』という。)」によると、暗号資産を売却等した場合の取扱いが次のとおり示されており⁽⁶³⁾、売却した場合以外でも暗号資産で商品を購入した場合や暗号資産を交換した場合には、暗号資産を譲渡したこととされており、法人所得が生じる場合には課税されることになる。

1 暗号資産の売却等を行った場合【個人・法人共通】

イ 暗号資産を売却した場合

保有する暗号資産を売却（日本円に換金）した場合の所得金額は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となる（法第 61 条、令第 118 条の 6）。

ロ 暗号資産で商品を購入した場合

保有する暗号資産を譲渡したことになるので、この譲渡に係る所得金額は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となる

(62) 我妻榮ほか・前掲注(56)1229 頁。

(63) 国税庁ホームページ「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (情報)」4-61 頁

(http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(法法 61、法令 118 の 6)。

ハ 暗号資産同士の交換を行った場合

保有する暗号資産 A を他の暗号資産 B と交換した場合、暗号資産 A で暗号資産 B を購入したことになるので、上記イ、ロと同様に、暗号資産 A の譲渡にかかる所得金額を計算する必要がある(法法 61、法令 118 の 6)。

また、暗号資産の譲渡に係る損益の計上時期については約定日の属する事業年度とされ、暗号資産の期末時価評価については一定の要件を満たす暗号資産については期末に時価評価をする必要がある。

ニ 暗号資産の譲渡損益の計上時期

暗号資産の売却、暗号資産での商品の購入又は暗号資産同士の交換を行う取引は、いずれも暗号資産の譲渡に該当するので、これらの取引に係る譲渡損益は、その譲渡に係る約定日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入すること(いわゆる約定日基準)になる(法法 61、法令 118 の 5)。

ホ 暗号資産の期末時価評価

法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産(活発な市場が存在する暗号資産(以下ホにおいて「市場暗号資産」という。)に限るものとし、特定自己発行暗号資産を除く。)については、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とする必要がある(法法 61、法令 118 の 7、法令 118 の 8、法令 118 の 9、法規 26 の 10)。なお、その市場暗号資産を自己の計算において有する場合には、その評価額と帳簿価額との差額(ホにおいて「評価損益」という。)は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要がある。また、この評価損益は、翌事業年度で洗替処理することになる。

2 法人税の税務について【法人】

次に、暗号資産の税務についての取扱いについては、国税庁が公表した「暗

号資産についての取扱い」には、以下の通り、質疑応答が公表されており⁽⁶⁴⁾ 利用する場合には、その都度最新の状況を参照して適用する必要がある。

活発な市場が存在する暗号資産に関しては次のように示されているが、活発な市場が存在する暗号資産に該当するかどうかは、法人が有する暗号資産の種類、その有する暗号資産の過去の取引実績、その有する暗号資産が取引の対象とされている暗号資産取引所又は暗号資産販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断されることになる。

3-1-4 活発な市場が存在する暗号資産〔令和 5 年 12 月追加〕

問 期末時価評価の対象となり得る活発な市場が存在する暗号資産とはどのようなものですか。

答 活発な市場が存在する暗号資産とは、法人が有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいいます。① 継続的に売買価格等(注)が公表され、かつ、その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。(注) 売買価格等とは、売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率をいいます。② 継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。③ 次の要件のいずれかに該当すること。イ 上記①の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。ロ 上記②の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。活発な市場が存在する暗号資産に該当するかどうかは、法人が有する暗号資産の種類、その有する暗号資産の過去の取引実績、その有する暗号資産が取引の対象とされている暗号資産取引所又は暗号資産販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断することになりますが、この判断に際して、例えば、合理的な範囲内で入手できる売買価格等が暗号資産取引所又は暗号資産

(64) 国税庁ホームページ・前掲注(63) 32-40 頁。

販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には、上記①及び②の観点から、通常、市場は活発ではないと判断されることとなります。また、上記③の要件は、上記①の売買価格等を公表する者が自己のみであり、かつ、その売買価格等が主として自己の計算において行われた取引によって形成された価格である場合には、時価を自ら創出・操縦することによる利益調整が可能となることから、このような価格は 法人税の観点から公正な価格とはいえないため、時価法の対象から除外するために設けられた要件となります。したがって、暗号資産交換業者が有する暗号資産の場合には、その有する暗号資産について、自己の運営する暗号資産取引所又は暗号資産販売所の売買価格等以外の売買価格等が存在すれば、その暗号資産は上記③の要件に該当することとなります。また、その有する暗号資産について、自己の運営する暗号資産取引所又は暗号資産販売所の売買価格等のみが公表されている場合でも、その売買価格等が主として他の者の計算において行われた取引（取次ぎ又は代理）によるものである場合には、その暗号資産は上記③の要件に該当することとなります。なお、活発な市場が存在する暗号資産であっても、特定自己発行暗号資産に該当するものは、期末時価評価の対象となりません。【関係法令等】 法 法 61 法 令 118 の 7

DEXにおいて取引される暗号資産の取り扱いは次のとおりとされていますが、検討している LP トークンについては、これ自体が暗号資産に該当するかどうか、LP トークンを取得したと判断すべきかどうかによって取り扱いが異なるものと考えられる⁽⁶⁵⁾。

3-1-5 DEXにおいて取引される暗号資産〔令和5年12月追加〕

問 当社が有する暗号資産A（当社が発行したものではありません。）は、

(65) 株式会社 HashHub 他・前掲注(25)225 頁

DEXに上場しています。本件DEXでは、自動マーケットメイカーによって現時点における当該暗号資産Aと市場暗号資産Bとの交換比率が明らかにされ、その明らかにされた交換比率に基づき、随時、当該暗号資産Aと市場暗号資産Bとの交換の取引が行われています。この場合に、当該暗号資産Aは法人税法上の期末時価評価の対象となりますか。

答 暗号資産Aが活発な市場が存在する暗号資産に該当する場合には、期末時価評価の対象となります。法人税法上、活発な市場が存在する暗号資産とは、法人が有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいいます。① 継続的に売買価格等(注)が公表され、かつ、その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。(注) 売買価格等とは、売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率をいいます。② 継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。③ 次の要件のいずれかに該当すること。イ 上記①の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。ロ 上記②の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。ところで、DEXとは、一般に中央に管理者のいない分散型取引所のことをいいますが、DEXが市場の範囲に含まれるのかについては疑問が生じるところです。この点、いわゆる市場には、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれると考えられるところ、本件DEXでは、自動マーケットメイカーによって現時点における暗号資産の交換比率が明らかにされ、その明らかにされた交換比率に基づき、随時、暗号資産の交換の取引が行われており、本件DEXは市場の範囲に含まれると考えられます。このため、本件DEXにおいて公表される交換比率が他の暗号資産取引所において公表される交換比率と著しく異なるといった特殊な事情が認められず、本件DEXにおいて継続的に暗号資産の交換の取引が成立しているのであれば、本件DEXにおいて取引の対象となる暗号資産は上記①から③までの要件を満たす限り

活発な市場が存在する暗号資産となります。

また、活発な市場が存在する暗号資産であっても特定自己発行暗号資産に該当するものは期末時価評価の対象となりませんが、暗号資産Aは貴社が発行したものではないとのことですので、特定自己発行暗号資産に該当せず、期末時価評価の対象となります。この場合において、通常は、本件DEXによって公表された事業年度終了の時点における最終の交換比率に、その交換比率により交換される他の活発な市場が存在する暗号資産の事業年度終了の時点における最終の売買価格を乗じて計算した金額が期末の時価評価金額になるものと考えられます。

【関係法令等】 法法 61 法令 118 の 7、118 の 8

次に暗号資産の貸し借りに関する課税関係については、貸主に関しては法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入することとなる。そして、借主は法人税法上の期末時価評価の対象とはなり得ますが、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する必要はないこととされている。

3-1-7 貸付けをした暗号資産の期末時価評価〔令和5年12月追加〕

問 当社は、当社が有する暗号資産A（当社が発行したものではありません。）について、使用料を得るために相対による貸付けを行っております。この暗号資産Aに関しては、貸付期間が終了するまでは、当社は譲渡ができない状態になっております。この場合、当社が貸付けしている暗号資産Aについては、法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価損益を益金の額又は損金の額に算入する必要がありますか。なお、暗号資産Aは、暗号資産取引所に上場しており、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に売買価格等が公表されております。また、当社は、その暗号資産取引所を運営していません。

答 法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入することとなります。法人が事業年度終

了の時ににおいて有する暗号資産のうち、活発な市場が存在する暗号資産（特定自己発行暗号資産を除きます。）を自己の計算において有する場合には、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とし、その評価額と帳簿価額との差額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要があります。本件では、その有する暗号資産を貸し付けていますが、貸付期間中に使用料を得ることができます。また、その有する暗号資産の将来的な価格変動リスク等を貴社が負うため、自己の計算において暗号資産Aを有するものと考えられます。その他、本件においては、暗号資産Aは、継続的に売買価格等が公表されている等の所定の要件を満たしますので、活発な市場が存在する暗号資産となり、また、貴社が発行したものではないことから特定自己発行暗号資産に該当せず、貴社は事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産Aについて、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とし、その評価額と帳簿価額との差額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要があります。【関係法令等】 法法 61 法令 118 の 7

3-1-8 借入れをした暗号資産の期末時価評価〔令和5年12月追加〕
問 当社は、暗号資産交換業者以外の者から相対により暗号資産Aを借入れ、これを借入期間が終了するまで他社に貸し付けることにより使用料を得ています。この場合、当社が借入れをしている暗号資産Aについては、法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価損益を益金の額又は損金の額に算入する必要がありますか。なお、暗号資産Aは、暗号資産取引所に上場しており、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に売買価格等が公表されております。また、当社は、その暗号資産取引所を運営しておらず、その暗号資産取引所で暗号資産Aの取引も行っておりません。

答 法人税法上の期末時価評価の対象とはなり得ますが、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する必要はありません。

法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産のうち、活発な市場

が存在する暗号資産（特定自己発行暗号資産を除きます。）については、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とし、また、その暗号資産を自己の計算において有する場合は、その評価額と帳簿価額との差額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要があります。

ここでいう「有する」とは、所有権の対象とならないようなものを包摂する広い概念であり、暗号資産を借り入れている貴社がその借入暗号資産の処分権を有していること等に鑑みると、貴社は暗号資産を有していると解される場合もあると考えられます。本件においては、暗号資産 A は継続的に売買価格等が公表されている等の所定の要件を満たしますので、活発な市場が存在する暗号資産となり、貴社が暗号資産を有していると解される場合には、暗号資産 A について、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とすることになります。

しかしながら、返還を要する暗号資産 A の将来的な価格変動リスク等を貴社が負わないことに鑑みると、一般的には自己の計算において暗号資産 A を有するとはいえないため、その評価額と帳簿価額との差額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要はありません。

【関係法令等】 法法 61 法令 118 の 7 42

3 小括

「1 所得税・法人税共通関係」において、暗号資産同士の交換を行った場合の考え方として、保有する暗号資産 A を他の暗号資産 B と交換した場合、暗号資産 A で暗号資産 B を購入したことになるため所得金額の計算の取扱いが掲載されているなど、本件の取扱いに関する要点が示されている。

また、「2 法人税関係」では、D E X において随時、当該暗号資産 A と市場暗号資産 B との交換の取引が行われていた状況における、法人税法上の期末時価評価の対象となる場合についての取扱いが示されているが、前提としては「LP トークン」が暗号資産に該当し、「LP トークン」を取得したと判断で

きるかどうかであろう。

このことから、「LP トークン」が法人税法上、暗号資産に該当し、暗号資産同士が交換され、かつ、活発な市場を有する暗号資産の要件を全て充足するのであれば、法人税法上の期末時価評価の対象になると判断されるものと考えられる。

第 4 章 諸外国における暗号資産や分散型金融に対する法人税

本章においては、我が国での D e F i や暗号資産に関連する法人税法の取扱いを検討するうえで、参考となる諸外国の法人税について英国、米国、オランダ、スペインの状況を概観する。

1 英国歳入関税庁 (HMRC)

2022 年 2 月に、英国歳入関税庁 (HMRC) は分散型金融の融資及びステーキング⁽⁶⁶⁾活動に対する課税上の取扱いに関する指針を公表した。

当該指針によると、「融資」と「ステーキング活動」は、分散型金融の特に一般的な用途であるとされ、ある者 (貸し手) がトークンの制御を他の者 (借り手) に譲渡する。譲渡が発生した時点では貸し手は借り手が融資を満たすために、将来的に一度に同等の量のトークンの管理を貸し手に譲渡することを要求する権利を取得する。流動性プロバイダーは、トークンの制御を D e F i 貸出プラットフォームに移す。

HMRC は、貸し手 (流動性プロバイダー) が稼得したリターンを租税の適用上、「利子」とは考えないとし、さらに HMRC は法人税の対象となる顧客による貸付融資・ステーキング活動が融資関係になるとは考えていないとしている (従来の通貨とは対照的にトークンが通貨金銭の額を表してはいないため、これを金銭債務とはみておらず、金銭融資のための取引は存しない。) ことから融資関係を構成する可能性は低いと考えられている。

貸し手は将来のトークンの量を受け取る権利のためにトークンを処分する。かかる権利は繰り延べ対価をあらわす。すなわち、D e F i 貸出プラットフォームから受け取ったトークンの価値は公正かつ合理的な基準でトークンの処

(66) 泉紮也＝藤本剛平『事例でわかる NFT・暗号資産の税務』152-156 頁 (中央経済社、2022)。なお、ステーキングとは、対象の暗号資産を保有してブロックチェーンに参加しているだけで報酬を得ることができる仕組みである。

分の間で配分されるべきであるとしている。なお、HMRCはトークンの処分の概念を、「金銭を得るためのトークンの売買」、「別のトークンを得るためのトークンの交換」、「商品やサービスの支払いとしてのトークンの使用」、そして「トークンの他人への譲渡」を含む広い概念としており、一般にウォレット間でトークンを移動する取引を通じてトークンの受益権を保有している場合には、そこにおいては、「処分」は存せず、また法人が取引する同じタイプのトークンを受領するために、ミキサー、タンブラーその他同様なサービスを使用することは、「処分」に当たらないとされている。ただし、HMRCは法人がトークンAをトランザクションに入れ、その見返りにトークンBを受け取った場合、それは処分を構成するとしている。

なお、ミキシング⁽⁶⁷⁾やタンブラーとは不特定多数の者からETH等の資産を預かった上で、資産を預け入れた者の指図に従って、預入相当額の同種の資産を指定されたアドレスに移転させるサービスを指しており、仮想通貨を匿名化する手段である。これは秘匿性を高めるためのテクニックであり、資金洗浄（マネーロンダリング）にも使われるようである。また、トランザクションとはブロックチェーン上に書き込まれる取引データのことを指しているとされている⁽⁶⁸⁾。

HMRCはトークンの処分の概念について、①「金銭を得るためのトークンの売買」、②「別のトークンを得るためのトークンの交換」、③「商品やサービスの支払いとしてのトークンの使用」、そして④「トークンの他人への譲渡」を含む広い概念としており、HMRCは法人がトークン甲をトランザクションに入れ、その見返りにトークン乙を受け取った場合、それは処分を構成すると考えられていることから、HMRCによると、本件をトークンの交換と判断する可能性が高いことがうかがえる。

(67) 清水音輝＝荒巻陽佑『スマートコントラクトの仕組みと法律』289頁（中央経済社、2023）。

(68) 古賀敬作「英国における暗号資産に係る課税ポリシーの動向 -DeFi（分散型金融）取引の鳥瞰-」大阪経大論集 73 巻 4 号（2022）。

2 米国

米国においては、暗号資産は、原則として経済的に価値のある資産として取り扱われ、売買、他の財産との交換などで損益が実現された段階、Capital gain もしくは Capital loss となり通常所得とは異なる優遇税制が適用される。

DeFi サービスに関しては、2023 年 4 月に米財務省が DeFi のリスクに関するレポートを公表し、ランサムウェアのサイバー犯罪者、窃盗、詐欺などの不正行為者が、不正な収益の送金やマネーロンダリングのために DeFi サービスを利用しているとし、さらに不正行為者は米国および外国の AML/CFT 規制、監督、及び執行体制、ならびに DeFi サービスを支える技術の脆弱性を悪用しているとの指摘はあったが、詳細な課税関係のガイドライン等の記述は見当たらない⁽⁶⁹⁾。

3 オランダ

2024 年、オランダにおける暗号通貨収入の課税に関しては、これらのデジタル資産の投資家やユーザーにとって注目されているが、オランダにおいては、暗号通貨は一般的に税法上の「その他の財産として分類され、暗号通貨からの収入は課税対象であるが、課税方法や税率は収入のタイプや活動の状況によって異なる。オランダにおける暗号資産への投資からの収入は「ボックス 3」(資本と貯蓄の課税)の下で課税となる⁽⁷⁰⁾。なお、DeFi サービスにおける詳細な課税関係に関する記述は見当たらない。

(69) 湯山智教「米国における暗号資産規制を巡るもうひとつの論点：DeFi (分散型金融) をどうするか」SBI Reserch Review vol4 34-43 頁
(2023, https://sbiferi.co.jp/assets/pdf/review_202308_vol4_06.pdf) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

(70) Regulated United Europe ホームページ「オランダの仮想通貨税」(<http://rue.ee/jp/blog/netherlands-crypto-tax>) (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧)。

4 ス페인

スペインの暗号通貨所得の課税は、スペインの納税者が暗号通貨の所得を年次納税申告書に申告する義務があるが、暗号通貨の所得が異なる「課税カテゴリー」に属する可能性があることに注意しなければならない。特徴を列挙すると以下の通り⁽⁷¹⁾。

- ① キャピタルゲイン：暗号通貨の売買から得られた利益。
- ② 経済活動からの所得：暗号通貨の取引が定期的かつ体系的に行われる場合、収入は事業収入とみなすことができる。
- ③ 暗号通貨の所有と保管に関する情報：2020 年から、スペインでは納税者が外国のプラットフォームでの暗号通貨の所有と保管について税務署への通知義務化。2024 年 3 月までに国税庁へ。報告対象は 5 万ユーロ（約 810 万円）以上⁽⁷²⁾。
- ④ 前払い：暗号通貨を使用して経済活動に従事する者は、年間を通じて税金の前払いを行う必要がある。

なお、DeFi サービスにおける詳細な課税関係に関する記述は見当たらない。

5 小括

HMR C は法人がトークン A をトランザクションに入れ、その見返りにトークン B を受け取った場合、それは処分を構成するものと考えられているが、ここではトランザクションとはブロックチェーン上に書き込まれる取引データのことを指しているとされている。

こうした HMR C の考え方から、我が国においても同様に処分（契約）が

(71) Regulated United Europe ホームページ「スペインの仮想通貨税」(<http://rue.ee/jp/blog/spain-crypto-tax> (令和 6 年 6 月 19 日最終閲覧))。

(72) DAVID ATTLEE 「スペイン 海外出保有する仮想通貨の報告義務化」コインテレグラフジャパン (2023) (<http://jp.cointelegraph.com/news/spanish-citizens-declare-foreign-crypto-holdings-end-march> (令和 6 年 6 月 13 日最終閲覧))。

行われたとの課税の方向性にも参考になるものと考えられる。

現状ではいずれも D e F i サービスにおける詳細な課税関係に関する記述は見当たらないものの、スペインにおいては、①暗号通貨の所有と保管に関する情報として 2020 年から、納税者が外国のプラットフォームでの暗号通貨の所有と保管について税務署に通知する義務が導入されたことや、②暗号通貨を使用して経済活動に従事する者は、年間を通じて税金の前払いが必要とされる制度であるが、今後、我が国で暗号資産等の課税について検討する際の参考となるものと考えられる。

第 5 章 D e F i の税務上の取扱いについての一 考察

D e F i の代表的な分散型サービスとしてユニスワップの L P トークン及び、レンディングプラットフォームであるコンパウンド「c T o k e n」について、期末時価評価の対象となる暗号資産に該当するのかどうかを検討し、暗号資産同士の交換の課税関係について検討する

第 1 節 暗号資産該当性

第 2 章 3 節の「暗号資産の定義」のとおり、法人税法 61 条における「暗号資産」の定義については、資金決済法の「暗号資産」同法 2 条 5 項（定義）の規定によることとされ、同法では以下のように規定されているが、本件「L P トークン」及び「c T o k e n」は暗号資産に該当するの否か。

1 流動性供給に係る検討

代表的な分散型サービスとしてユニスワップについて検討する。また、ハにおいては、レンディングプラットフォームであるコンパウンドについて検討する。

イ ユニスワップに対する流動性供給

ユニスワップにおける暗号資産・トークンの交換は、暗号資産・トークンの交換を希望する者が提供する暗号資産・トークンと、流動性プールに存在する暗号資産・トークンを交換することによって行われるため、ユニスワップにおける暗号資産・トークンの交換は流動性プールに一定の暗号資産・トークンが存在することが前提となる。

この流動性プールに暗号資産を提供することが「流動性の供給」であり、流動性供給者は、流動性供給の対価として流動性供給者は「L P トークン（流動性トークン）」と呼ばれるトークンを取得する。この「L P

トークン」は、当該流動性供給者が提供した流動性ポジションを表象するものである。Uniswap v3 からは、流動性プールに流動性を提供する際に、交換に応じる価格帯を指定することができる機能（流動性集約機能）が追加されたことから流動性提供者のポジションは異なる価格帯・異なる流動性で形成されることとなる。そのため、Uniswap v3 からは、流動性トークンは NFT として発行され管理される。

この流動性供給者は、いつでも「LP トークン」をユニスワップに返還し、提供した暗号資産の返還を受けるとともに、ユニスワップからの報酬を得ることができ、この報酬の原資は、暗号資産の交換を行った利用者が支払った手数料が原資として充てられ暗号資産の交換においては、利用者は暗号資産のペアごとに存在する「流動性プール」の中から交換したい暗号資産ペアのプールを選び、自身の暗号資産を差し出して、目的の暗号資産を得る（例えば、「暗号資産 A と B」の流動性プールに対し A を送り、目的の B を得る。）。

また、ユニスワップでは、スマートコントラクトが流動性プールに預けられている暗号資産の量から取引価格（交換レート）を自動的に計算する仕組みである自動マーケットメーカーが採用されている。

ロ LP トークンの預け入れの性質と暗号資産該当性について

内国法人が暗号資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る契約の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入され（法法 61①）、内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産のうち、活発な市場が存在する暗号資産を自己の計算において有する場合には、時価法により、評価した金額をもってその時における評価額とし、その評価額と帳簿価額との差額（評価損益）はその事業年度の益金の額又は損金の額に算入される（法法 61②③）。

法人が DEX 等において行った暗号資産の預け入れが、暗号資産の「貸付」又は「寄託」に当たる場合には、暗号資産の譲渡が行われるわけではないので譲渡損益は生じず、当該法人が暗号資産を事業年度終了の時

に自己の計算において有する場合には期末時価評価の対象となる。

他方で、その預け入れが、暗号資産と D E X 等が発行したトークンとの「交換」に当たる場合には、暗号資産の譲渡が行われることとなるため、譲渡損益が益金の額又は損金の額に算入され、「交換」により取得したトークンについては法人税法上の暗号資産に該当しなければ期末時価評価の対象とならないこととなる。

2 資金決済法の定義規定による「暗号資産」該当性

資金決済法の「暗号資産」の定義（同法 2 条 5 項）によると、以下のように規定されている。同法 2 条 5 項 1 号においては、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と規定し、また、第 2 号においては「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる」ものとされている。

同法 2 条 5 項 1 号において、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」こと及び「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」こと（以下「不特定性」という。）がこの要件に関連しており、ブロックチェーン上と暗号資産の定義の関係については、ブロックチェーンは暗号資産の定義の要件ではないが、この要件のうち、パブリック型のブロックチェーン上のトークンは基本的に不特定性の要件を充足し得るという関係にあることからすれば、本件「L P トークン」については暗号資産たる要件を充足しているとみるのが相当である。

本件「L P トークン」は流動性プールを利用して暗号資産を交換したユー

ザーが支払う手数料の分配を受ける権利証でもあり、D E X (分散型取引所) にステーキング活動をすることで報酬を得ることが可能で、中には、D E X (分散型取引所) に上場され、売買が可能なものもある。このような「L P トークン」は単なる預かり証ではなく、暗号資産である可能性が高いものと考えられる。したがって、暗号資産と認めるのが相当であると考えられることから、預けた暗号資産と「L P トークン (暗号資産)」が交換されたと考えられ、「交換」により取得し、期末に保有するトークンについては法人税法の暗号資産に該当すると考えられる。

イ コンパウンドにおいて、暗号資産の貸し手となる場合

コンパウンドにおいて暗号資産の貸し手となろうとする利用者は、自らが保有する暗号資産をコンパウンドの流動性プールに提供することによって、「c T o k e n」と呼ばれるトークンを取得することができる。この「c T o k e n」とは、例えば **Ethereum** を流動性プールに提供した場合には、「c **Ether**」という名称になる。

コンパウンドにおいては、貸借期間の定めはなく、いつでもこの「c T o k e n」をコンパウンドに返却することができ、その返却を行った場合には、預け入れた暗号資産とともに、利息収入を得ることができる。これら一連の仕組みはすべてスマートコントラクトにより執行される。

ロ 暗号資産の借り手となる場合

暗号資産の借り手となる場合には、当該利用者は、「c T o k e n」を担保としてコンパウンドに預け入れ、これにより暗号資産を借り入れることができる。コンパウンドにおける借り手は、いつでも借り入れた暗号資産及び利息相当分を多く返済することにより、担保として提供した「c T o k e n」を回収することができる。c T o k e n はイーサリアムというパブリック型のブロックチェーン上で管理される **ERC20** トークン (**ERC20** とは、イーサリアムブロックチェーンで発行されるトークン規格に沿って発行された互換性のある共通規格である。) の標準のトークンであることから、日本法上も暗号資産に該当する可能性が高いも

のと考えられる。したがって、「LP トークン」や「c T o k e n」は日本法上、暗号資産である可能性が高いものと考えられ、LP トークンと同様に交換されたと考えられ、「交換」により取得し、期末に保有するトークンについては法人税法上の暗号資産に該当すると考えられる。

3 活発な市場が存在する暗号資産の該当性

活発な市場が存在する暗号資産については、その評価額と帳簿価額との差額を評価損益として期末時価評価し、益金又は損金の額に算入することとされており、評価損益の金額は、翌事業年度において損金の額又は益金の額に算入される。また、洗替処理を行うこととされている。

本件「LP トークン」及び「c T o k e n」についても、

- 一 継続的に売買の価格等が公表され、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。
- 二 継続的に前号の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。
- 三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 第一号の売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされていること。
 - ロ 前号の取引が主として当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

の要件をすべて充足していることから、活発な市場が存在する暗号資産であると考えられる。

第 2 節 流動性供給にかかる課税所得の認識時点

流動性供給者が暗号資産を提供することが「流動性の供給」であり、流動性供給者は、流動性供給の対価として流動性供給者は「LP トークン（流動性トー

クン)」と呼ばれるトークンを取得するが、その含み損益を認識すべき契機はいつであるのかについて検討する。

1 法人税法上の課税所得の認識時点

D E X（分散型取引所）において暗号資産を流動性プールに預け入れ、その対価として「L P トークン」を取得した場合に、法人税法上いつの時点で課税所得と認識するのかについては、現在、実務上、流動性供給については次の通り「流動性供給は課税イベント（含み損益に対する課税の契機となる事象）ではない」とする考え方と「流動性供給は課税イベントである」という異なる考え方が存在する⁽⁷³⁾。

2 「流動性供給は課税イベントではない」という考え方

「流動性供給は課税イベントではない」という考え方の根拠としては、課税イベントが発生するかどうかは、ある資産を有する者がその資産を有しなくなる。すなわち、支配を手放すかどうかで判断する。流動性供給時には、暗号資産を預けたにすぎないし、「L P トークン」は単なる預かり証に過ぎないからであるとされ、「L P トークン」はプールの中に入っている暗号資産の割合的持分のようなものであり、「L P トークン」を返却しても、預けた数量と同じ数量の暗号資産が戻ってくるわけではないが、このことを考慮したとしても、暗号資産を預けた者が、その預けた暗号資産に対する支配を預けたことによって完全に手放したわけではない。

「L P トークン」と預けた暗号資産は紐付いていて、「L P トークン」を返却することにより、預けた暗号資産（の割合的持分）を返却してもらうことができるからである。よって、流動性供給時に暗号資産をプールに入れただけでは、課税イベントではないと考えられている。

(73) 泉＝藤本・前掲注(66)152-156 頁。

3 「流動性供給は課税イベントである」という考え方

「流動性供給は課税イベントである」という考え方の根拠としては、課税イベントが発生するかどうかは、ある資産が何か別の資産に変わった、経済的価値のあるものが収入（外部から流入）したかどうかで判断する。「LP トークン」はプールを利用して暗号資産を交換したユーザーが支払う手数料の分配を受ける権利証でもあり、DEX（分散型取引所）にステーキング活動をすることで報酬を得ることができるし、中には、DEX（分散型取引所）に上場されていて売買できるものもある。

このことからすると、「LP トークン」は単なる預かり証ではなく、預けた暗号資産とは異なる種類の暗号資産を得ることが可能となるもので、まさに支払いの手段たる性質をもっている。暗号資産を支払って「LP トークン」を購入した又は両者を交換したのと同じである。よって、流動性供給時に暗号資産をプールに入れて「LP トークン」を手に入れたことは、課税イベントであるとの考え方である。

4 本件 LP トークン等の課税上の取扱いについての考察

「LP トークン」という暗号資産であると判定される場合には、税務上、暗号資産同士の交換を行った場合には、所得金額の計算を行うこととされているから、「流動性供給は課税イベントである」という上記 3 の立場をとることになる。

また、レンディングプラットフォームの一つであるコンパウンドで暗号資産を貸し付けた際に発行される「c T o k e n」に代表される債権トークンについても、実務上、「LP トークン」と同様の考え方で処理すべきこととなる。

これらの判定には、英国歳入関税庁（HMRC）における「処分」すなわち（売買、交換、支払、他人への譲渡）という広い概念に関しても、大きな判断材料となるものと考えている。

結びにかえて

日本において D e F i のサービスについて、会計上の取扱いは会計基準等において明らかされていない。D e F i のサービスは、相当多く存在し、サービスの性質も多岐に渡る。このため対象を明らかにすることなく「D e F i に関する会計上の取扱い」について網羅的に説明するのは困難であると言わざるを得ない。

DEX（分散型取引所）上の D e F i 取引利用者は、保有する暗号資産と引換えに「LP トークン」を取得するが、取得した「LP トークン」を暗号資産とみるべきかについては、現状の性質として、市場性があり第三者への売却が可能であること等を勘案すると「暗号資産」であると考えられる。本件において「LP トークン」の取得については、取引の性質が「貸付」や「寄託」とは考えにくく、「交換」に該当すると考えられるが、契約の成立がいつの時点であるのか等、従来の暗号資産等の交換取引とは異なるため、その会計処理については慎重な検討が必要となろう。

暗号資産を預けた者が、その預けた暗号資産に対する支配を完全に手放したわけではないとする議論もあり、「LP トークン」と預けた暗号資産は紐づいて、「LP トークン」を返却することにより、預けた暗号資産の返却が可能であることから、流動性供給時に暗号資産を流動性プールに入れただけの段階では交換したとみるべきではないとの考え方も首肯できる。また、スマートコントラクトについては、契約の成立と実行が自動化され、いつの時点で契約したかということが捉えにくく更には、それ自体契約といえるのかということについても議論があるなど、今後、日本における D e F i に対する規制は、金融規制を所管する金融庁における議論の後、立法化、あるいは既存の規制をもって解釈適用を図っていくことが見込まれることから更なる研究が必要であろう。